

公聽會

本日の會議に付した事件

○鈹業法案（内閣送付）（第八回国會継
続）

○採石法案（内閣送付）（第八回国会継
続）

○委員長（深川榮左エ門君）　只今より通商産業委員会の公聴会を開会いたします。

本日の議題は、鉱業法案、採石法案についてであります。尙開会に先立ちまして公述人のかたに一言申し上げます。本日は御多忙のところわざわざ御出席下さいまして有難うございました。本日の公述は、鉱業法案並びに採石法案の全部についてでございます。が、公述に際しましては、各公述人の立場と両法案に対する賛否を明確にされまして、それら御意見を御開陳願います。発言の時間は、特別の場合を除きまして、原則といたしまして十五分程度にして頂きたいと存じます。非常に短時間で十分意には満たないと思いますが、何分本日一日でございます。各立場の方々から公平に意見を聴取する関係もございますので、御了承の上御発言をお願いいたす次第でございます。

次に委員各位に申し上げますが、公述は午前と午後に分れておりますが、公述人の方々の都合もありますので、午前の分が終了しましたから

○公述人(栗田数雄君) 私は福岡県における鈹害被害者の代表栗田数雄でございます。

石炭鋳業によつて起る地上の被害が

第七議會衆議院本會議において神田代議士外三十四名の方々の提案にかか
る鉱害に関する決議文の中に、鉱害の
ため美田は變じて泥海と化し、住宅は
日夜倒塌の危險に脅かされ、交通通信
は杜絶し、祖先の墳墓は水底に没す
る等、その慘澹たる実情は、路傍の人
もなお正視するに忍びないものがある
と、述べられております。かかる殘酷
な被害は、石炭採掘と共に日々進行を
續けておりますが、これらの鉱害被
害に對して如何なる措置がとられてお
るかを顧みますれば、戰前では我が
國における大資本家がおおむね鉾山の
大部分を所有經營せられておつた關係
から、石炭事業は不景氣でも、重工
業、銀行、商社等の利益を以てしてで
も、会社の名譽にかけて一應被害者の
納得の行く程度に原状回復の工事を施
行せられ、福岡県においても昭和十七
年までに千百三十四町歩の耕地復旧を
完了した事実もあります。然るに第二

た特別鉅害臨時措置法で、今後五ヶ年間に五十億程度の復旧が可能となりますが、現存の被害量及び日ごとに増

加する量から見ますれば、その五分の

一種面にも及ばないかと思われず、かかる状態では、当然被害民の不安を來たし、結果として思想の混乱は免れないのであります。これらの事實は、他のもの／＼の原因結果もありましようが、私共被害民としては、現行法規の不備欠陥がここに至らしたものと申します。従ひまして今回の法令改正に當りましては、被害民の立場から率直に意見を開陳いたしますと、法第百一條より百六條に至る土地の使用及び收用に関する條項中、鈹さい又は灰びんの置場の設置、鈹業に従事する者の宿舍若しくは保健衛生施設の設置まで適用範圍を拡大したことは、農民の職業を奪ふは勿論、我が国のごとき農耕地の狭小且つ食糧不足の現状においては、修正削除すべきものである。

法第百十一條、鈹害の賠償については、原状の回復を以て原則となし、止むを得ざる場合は金錢賠償の方途を認めることに改められたい。何となれば、前に申上げましたごとく、金錢賠

賠償の誠意が示されましようか。例えば炭鉄名物のピラミッド型ボタ山が空高く積上げられておる。その真近に美

田が水没して湖のようになっております

す。これらはホタテ蛤に竿頭一步を進め、坑内から直ちに陥落の地にレールを延長することによつて、復旧の第一歩を踏出し、耕地復旧を安く、迅速に完遂し得る事実もあります。次に、賠償を金銭で受けても、その人がその金を原状回復に使おうとせず、他に流用したこと、特に耕地のごときは、集団被害であるために各人々々の復旧工事が絶対不可能であります。更に金銭賠償では、対価僅か五千円程度であり、これに對して復旧費は私の地方で反当十五万円程度であるから、差額の十四万五千円は被害民の犠牲となる結果となります。而して現在の技術では、石炭を掘れば採掘深度に比例して地上に相當の被害を及ぼすことは明瞭であり、この明瞭な事実を以てすら、尙無過失賠償として地上権者に損害を負わしめて行くことは、まさに私其の財産権を侵すところの憲法の違反となることを主張いたします。金銭賠償を主張する人々は、世界各国の法律では、ドイツ

と思います。本問題は鉱業法の改正委員であつた平田博士は、病床死の間際まで私共と同じ主張を続けられたこ

とと承わつております。昭和二十二年

六月、商工省鉱山局鑛業法令改正準備室において上申されました法案は、原状回復を原則としてあります。以上の諸点よりして、私の主張は正当であると確信いたします。

法第百十四條、損害賠償の打切は、制度として認めてはならん。何となれば、前に述べましたように、賠償金が正當に使用せられずして、他に転用せられた過去の突例も少くありません。殊に耕地の原状回復、国土保全、食糧増産等の原則より見ましても、私共の地方では地下百尺近くの石炭の累層があること等を考慮するとき、この制度は絶対賛成できません。

法第百六十五條、地方鉱害賠償基準協議会の機構は、民意を尊重したものでなければならん。鉱業被害の原因結果は千差万様でありまして、一定の基準を決定するに当つては、相当の学識と多年の経験を持つておる人でも尙至難とされております。それにもかかわらず転出、異動常に行われてその難衷

を十分に摘み得ない行政機関の職員にこの重要決定権を與えることは無謀であり、従つて被害者も被害者も納得の行くところの基準はでき難いことと確信すると共に、本案は民意を尊重せざる戦時中の官僚独善時代に逆行する結果として反対をいたします。

以上極めてあらましを申述べて、私の被害者の立場を主張して御審議の参考にしたのであります。これを要するに、被害賠償問題は全國民を主とする被害者すべての生活権を左右する重大問題であり、施策を一步誤れば由々しい社会問題を惹起するに至るであらうことは火を見るよりも明かであります。従つて被害地方の住民は、今回の鉱業法の改正の成行きを注目しており、すでに政府の原案に対する不満は、一部に不安動搖を來たしてゐる事実のあることをこの際率直に申述べる次第であります。私共は被害地は必ず原状回復を行い、民生の安定の要を法案に明示すべきことを主張いたします。

併しながら土地等の原状回復を主とする賠償を鉱業権者のみに強制することは、我が国の石炭鉱業の立地條件及び基礎産業としての経済的特殊性を考慮せざる措置でありまして、被害者といへども原状回復を望む余りに、炭鉱に重圧を加えて鉱業の破綻を來たすがごとき方策には反対せざるを得ません。よつて今回の鉱業法改正を機会に、先に衆議院が決議せられました国土計画の一環として被害対策を取上げる方法を具体化し、既往の鉱業及び今後発生の場合においても、その復旧については国費の応分の支出を行い、鉱業権者には従来とり來つた負担程度を課するがごとき措置によつて被害地の

原状回復が実施せられるよう、法の改正を主張するものであります。

私は鉱業法改正審議委員として鉱業の発展は地上権者の援助なくしては絶対に遂げられない点からして、各委員と協議研究を重ね、以上申述べた諸点については、終始一貫した主張の下に広大な被害の復旧による農民救済に併せて、今後の発生を予想せらるる問題の根本的解決策として提案し、一歩も退かなかつたのであります。が、少数意見として取上げられなかつたことを誠に遺憾としておるのであります。幸いにこのたびの公述の機会に併せ申添え、被害者の立場を主張した次第でございます。

○委員長(深川榮左門君) 次に、八幡市長守田道隆君にお願いいたします。

○公述人(守田道隆君) 八幡市長守田道隆であります。市町村側を代表いたしまして、鉱業法に対して、法案についていささか修正の意見を持つておる次第であります。新しい鉱業法案の内容を通覧しますと、立案者の改正要点として説明されておられます。鉱物の合理的開発と、一般公益並びに他の産業との調整の面で、現行法に比して強化することを目標とされておられ、いわゆる民主的運営として勧告制度、聽聞制度など鉱業運営について諸種の改正など、誠に被害関係者として感謝するところでありますが、長年待ちに待った改正法案としては、法案全体を流れておりまする精神において、尙旧態依然たる感を深くせざるを得ないのであります。この点甚だ遺憾に堪えないのであります。曾て戦争離れの時代に、石炭の一塊は血の一滴としてあらゆるものが犠牲にされ、農家は陥没に

よつて祖先伝来の美田を失ひ、都市はために崩壊に瀕せんとするやうな実情であつて、石炭増産命令の前には、何ものをも顧みられなかつた時代を過ぎて來たのであります。この慘澹たる結果は、今日尙炭鉱地方に至る所に見られる実情でありまして、戦時中寵兒でありました重工業都市としてその災禍の少かるべき八幡市を一例に挙げまして、曹達、安川電機等の重工業を初め、中小工場六百を数える我が国再建の基礎産業の工業都市でさえ、これらの工場は戦時中に鉱業権が設定せられました日炭高松、大正炭業、八幡炭坑並びに小倉炭坑の鉱区に圍繞されておられ、最近地下掘進に伴う地盤陥落による被害に脅かされつづけてあります。重工業の生死の鍵を握る工業用水並びに八幡、戸畑、若松三市の水道水源である日本化成の瀧板貯水池その他養福寺、畑等の貯水池、及び遠賀川よりの送水管及び浄水施設はことごとくこれら鉱区の掘進によつて危殆に瀕する状況にあります。果して新鉱業法案には、言われまうとく、鉱業の合理的開発と一般公益並びに他産業との調整が強化されておるでありましかば、ただ單なる現行法規の漸進的改正では、到底救うことのできない過去と現状であることを先ず深く銘記して頂きたいのであります。

先ず地表重要施設の保護につきましては、法案第十五條に鉱区禁止地域の設定、第三十五條に、鉱業出願の不許可の條項が謳つてありまして、一旦許可された鉱区なども、他種産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するやうになつたと認めるときは、該区又は鉱業権の取消しができることになつて

おつて、一応は保護が徹底したかに見えるのであります。併しながら新鉱業法案の、かような規定によつて保護を受けまする重要施設の大部分は、すでに現在鉱区の上に存在する実情でありますから、すでに該区となつていて地域にも禁止区域を設定し得ることを明示し、将来更に他の重要産業の利益を害し、公共の福祉に反するやうになる虞れがあると認めるときは、その重要度を勘案して、事が起つてからでは遅いのでありますから、事前に鉱業権の取消し処分を行い得ることを明示されたのであります。あらゆるものが新憲法の下に価値を失へつづける中

に、例えば農地法の改革と対照して、鉱業法のみが既得権と稱して公共の福祉をさへも犠牲にして晏如たる現状は誠に不可思議であります。国家的利害から言ふならば、一回限りの石炭の採掘と永久の都市の発展と工業の生産といずれをとるべきかという問題であります。鉱山保安法第二十三條には、特別掘採計画によつて、鉱業権の取消しに至らずして地下採掘を制限して鉱害を最小限に止め、鉱業と地表重要施設との両立を図ることができるようになつております。その運用において二つばかり希望したいのであります。その一つは、その特別掘採計画を定むべき地域の指定に於いては、法案立案者の目標とされておりまするいわゆる民主的運営によつて、関係市町村長の意見を聞かれるように願ひたいのであります。その二は、告示された認可の鉱書を見れば、現地表表に現われて十分な点を見受けまうので、更に認可基準を再検討願ひたい。併しながらこ

れは一応の基準であつて、個々現実の事案については、慎重に地表保護のため公正な制限を定め得ることを明示されたのであります。

次に、鉱業権認可の場合には県知事に協議することになつておりますが、更に当該地域の事情に最も明るい自治体の責任者である市町村長にも協議することを法文に明記されたのであります。禁止区域の設定、減区又は鉱業権の取消しにつきましても同様であります。鉱業法は法案にも明示されております。地下資源を開発するための法であると同時に、地表における公共の福祉と國家的に重要な施設を保護するための法でなければなりません。この意味において官庁の職権のみによらず、重要施設の所有者、管理者、公共施設の利害関係者の納得の行く処置が欲しいと思われまう。

次に、鉱害の賠償について申上げた点と存じますが、改正法案は、原状回復賠償でなく、金銭賠償主義を採用しております。ただ賠償金額に比して著しく多額の費用を要しない原状の回復をすることができるときは、被害者は原状の回復を請求し得るということになつております。これは誠に切捨御免の思想であります。法案百十一條にある通り、損害は、公正に、且つ適切に賠償されなければならぬのであります。前とせられたのであります。この問題及び打切り賠償の問題につきましては、前の栗田公述人から詳しく述べられましたが、時間の都合上、私は省略いたします。ただ農耕において農耕地を回復することなく、利益計算によつて金銭賠償をなすがごときことは農

家を滅ぼさんとするに等しいのであります。我が国の農業が今日ありますのは、決して損益の計算の上に残つたのではないからであります。改正法においては、石炭鉱業権者は、当該鉱区に關する損害の賠償を担保するために、最高石炭トシ当り二十円を供託しなければならぬことを明示せられましたが、果してこの金額を以て完全な賠償を行い得るのでしょうか。この辺にも切捨御免の精神が現われておるようでありまして、賠償の額を制限する必要はないのであります。却つて與える損害のほうを制限すべきであります。世の中に人を傷つけるのは勝手だが、見舞金には限度があるというところは常識ではありません。災害が大き過ぎて原状回復ができなかつたり、賠償額が高過ぎてその負担に應じきれないような場合は、鉱区を消すなり、鉱業権を取消すなり、適宜の措置を講じ得るやうに定められたのであります。むしろ監督官庁は、予想される損害を賠償するために十分な金額の供託を命じ得ることとし、利害關係人は、その金額の増加を要求して、万一の災害に対する賠償を確保し得る方途を講ぜられたのであります。

尙法案の詳細に亘りましては、幾多の疑点を感ずるのであります。限られた時間でもあります。上述の一、地表重要施設の事前保護と、地下資源との調整について、二、特別掘探計画の運営、鉱業権の認可その他重要な処分について、三、市町村長その他関係者の意見を徴せられること、四、認可基準について、四、鉱害の賠償について、原状回復を建前とすること、供託による賠償金額の限度を撤廃すること等、最も重要な諸点につきまして意見を開陳いたしました。従来長年地下資源開発の犠牲となつて來ました地方自治体並びに地表重要施設關係者の血の叫びをお聞き願ひまして、法案に盛り上げ、今更申上げるまでもなく、国家的重要な産業であります鉱業と共に発展するの途を開かれるため、この絶好の機会を逃がされぬよう祈つてやまない次第であります。

と等、最も重要な諸点につきまして意見を開陳いたしました。従来長年地下資源開発の犠牲となつて來ました地方自治体並びに地表重要施設關係者の血の叫びをお聞き願ひまして、法案に盛り上げ、今更申上げるまでもなく、国家的重要な産業であります鉱業と共に発展するの途を開かれるため、この絶好の機会を逃がされぬよう祈つてやまない次第であります。

目が入つております。私はこの第八号は削除すべきである。こういう意見でございます。元來鉱業を經營しますために、土地の使用なり、又は収用を認める根拠はいづこにあるかというのを考へて見ますと、これは申すまでもなく、土地の使用、収用を強制的に認めますのは、原則として公共の事業、公益事業に限るわけでありまして、鉱業権のごときは、その範疇には入らない、やはり普通のプライベート・エンタープライズと申しますか、私的の企業であると思ひます。然るにかかわらず、特に土地の使用、収用権が認められておられる理由は、一つは、鉱業が非常に国全体の経済の發展のために重要な地位を持つておられるということによるものであります。併しこれは重要な産業と申しますれば、幾多あることであります。ひとり鉱業に限つたわけではない。そこで本當の理由は、この法律にも書いてございまして、著しく困難である。土地にどうせくつ付いておるのでありますから、外の土地を以てしては、その目的を達しない、こういう理由があるからであります。そういう意味から、この土地の使用、収用の権利が認められたのであります。その使用、収用の権利を認めることが、それではどういふ作用をするかと思ひます。實際の動きとしては、いきなり使用、収用をするのではなく、當然当事者間の協議によつて事を運ぶ、ところが協議がまとまらない場合のまあ何といふんですか、止を刺すという意味における強制権でございます。併し問題はそれだけではなく、最後の止を刺す権利を與えら

れておるといふことは、すでに協議をいたしました場合に、鉱業権者のほうが非常に優越なる地位に立つておる、交渉したしますのに、非常に有利な地歩に立つて交渉をするという権利を、権利といひますか、経済上の地位を持つわけでありまして、最後に止を刺すという点と、それを背景としての交渉上の有利と、こう二つの点があるわけでありまして、これは公共事業にあらざる鉱業のために、他の土地では間に合わないという理由のために、特に認められたのであります。そういう理由から申しますれば、この土地の使用、収用の権利は、必要の最小限度にとどむべきことは申すまでもございせん。従つて第四四條の一号から七号までに掲げてございする坑口又は坑井の開設等、こういうような事業自体につきまして直接必要な事務、即ち鉱業の經營プロパーをなすような施設につきましては、その権利が認められべき理由はわかるのでございするけれども、これとやや離れた地位に立ち得るところの鉱業用の事務所でありまして、そこか、或いは鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設設置というやうなところまで及びますことは、これは行過ぎであると思ひます。これは両方、鉱業権者のほうから申しますれば、事務所がなければ仕事ができぬじやないかと、或いは宿舎がなければ仕事ができぬじやないか、こういうやうな御議論が出るかと思ひます。成るほどそういうものがなければ仕事はできません。併しなからこれらのは、おのずからその土地でなければならぬというやうな嚴密なる意味にお

ける非代替性を持つておるわけではないと思ふのであります。一番わかりやすく申しますれば、例えば鉄道におきまして用地の収用をするとか、この場合に軌道敷地でありまして、或いは駅を建てますもの、これは當然収用の対象になる、併しながら従業員の宿舎まで使用、収用の対象にする必要がありや否やという点になりまして、おのずからそこに明確なる區別があるべきはずであると、かように思うのであります。使用、収用の権利につきましては、即ち第四四條につきましても、且つその施設をするのに必要な土地でなければならぬ、他に代替するものがないと、こういう限度に限定すべきである、従つて第八項のごときものは、これははみ出しておる、よつてこれを削除すべしと、こういう意見でございます。

その次に、損害賠償の問題でございます。これも前二者の公法人のかたから申されました点でございするが、私も二人のかたと同様に、損害の賠償は原状回復を原則とすべしと、こういう意見でございす。元來、損害が起らないやうに鉱業經營をやつて頂くことが望ましいことは申すまでもございせんけれども、恐らく將來におきましていろいろ土地の陥没その他の問題が起ると思ひます。その場合にこの改正法案、これは今までの法律案においても同様でございするけれども、損害の賠償は、金銭を以てする、ということが原則になつております。これは個人的に申しまして、又國民經濟の立場、或いは社会的に申しまし

ても、原状回復ということが望ましいことは、これは申すまでもない、議論の余地のないことであると思います。そこで金銭賠償、單に個人と個人との間柄であるならば、金銭賠償ということが法律上の一般原則ではないかということは言えるのでありますけれども、元來この鉱業経営につきましては、その損害の発生ということも、土地等につきましては、當然これは集団的に起るのが常態でございます、その回復をするという事柄自体におきまして、又個人的なことではなくつて、集團的に土地の原状回復をしなければできません。又鉱業におきまして、先ほど申しましたような使用、收用というようなことを認めますことも、これは鉱業の見地から全体の必要性のために、そういう權利を認めるのであります、が、諒つて全体の見地という点から言えば、又公共の福祉に合致するところの原状回復ということを原則的な義務にするというのは当然だろうと思うのであります、これは理窟の上からも、又事業の上からも、損害賠償は、原状回復を原則とするというのが正しいと思ひます。この法律案によりましますと、お前はそういうふうに言うけれども、實際におきましては百十一條第二項但書の「損害の賠償は、金錢をもつてする。但し、賠償金錢に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。」と、こういうふうにして、被害者のほうから、相当とする場合においては原状の回復を請求することができるから、原状回復主義ということ

りますと、被害者のほうは原状回復を主張する場合には、裁判所に訴えを起さなければならぬ。その訴えを起すということは、私は訴訟をやつたことではないのですが、ともかく非常に面倒だと思ふのでありまして、これは金銭賠償といふことになつてゐるんだからと言われますれば、或いはそういう原則が一般社会に容認されているこの法律上の主義であるということになりますれば、原状回復を希望する、主張したい、請求したいというような場合におきましても、自然泣寝入りになつてしまふ場合が多々あらうと思ひます。大體裁判をするなんといふことは、誰でも嫌ひでありますから、よほどの場合でございませんと、これは金銭賠償を以て片付けられる、こういうことになるのであります。そこで私の意見は、農林業者個人の立場からいたしましても、又国全体の立場からいたしましても、損害賠償は、原状回復ということが望ましい、従つてこの條文の規定におきましても、原状回復を原則とする、而して但書で原状回復ということが實際上できない場合でありますとか、或いは不相応に費用がかかる場合には、金銭賠償でもよろしいと、こういうふうな原則を引つくり返して貰いたいと思ふのであります。尤もこの点につきましては、委員会におきましても、私はそういう意見を出したのであります。その意見は容れられなくて、この第二項を、今のようなことで、多數の意見でおきめになつたのでございしますが、そういうことになつております。そういうふうな原則を引つくり返して貰いたい。

ことはい、そういうふうにすれば、併しなながら鉱業権者の負担を非常に重くして、鉱業の円滑なる経営、発達を阻害するではないかという虞れ乃至懸念が生ずると思います。従つてその場合には、先ほどもお話がありましたように、或る一定基準以上の費用を要するとかというような場合におきましては、国がその原状回復に對して一定の助成をするという方途を講ずればよろしい、現在鉱害の復旧についての国の補償はどういうことになつておるかとお申しますと、九州等に起りました特別鉱害の復旧につきましては、先ほど來お話がありました通りであります。それを除きました、國の扱いといたしましては風水害等の災害につきましては、御承知のように公共事業費を以ちまして、國は復旧の助成をいたしておるわけでございますが、鉱害につきましては、原則として、これは鉱業権者のほうが復旧をする義務ありという建前上、國は助成をいたしておりません。併しこれは原則論でございますして、そういう鉱業権者が見当らない場合、又その鉱業権者がありましても、事実上これが鉱業権者の力のみを以てしては不可能だという場合におきましては、個々の場合を審査いたしましたして、損害の復旧について助成をいたしております。この事柄を、炭鉱法でも制定願ひまして、明確に独立法としてそういうことを規定して頂く、そうして鉱業権者の負担も経営が成立し得る範圍にする、足りないところは國が補助をする、こういう原則を、特別法を作つて頂いて、この鉱業法における損害賠償は、先ほど申しますような、原状回復を原則とする、こういうことに引

つくく返して頂きたい。これが私の意見でございます。

以上二点につきまして御参考までに申上げた次第であります。

○委員長(深川榮左門君) 次に、東京大学第一工学部教授青山秀三郎君。○公述人(青山秀三郎君) 学識経験者として意見を申上げたいと思います。

我が国におきまして鉱業に關しまする立法といたしましては、現行の鉱業法はすでに四十数年の長い歳月を経て參つておるのであります。その間幾つかの興廢があつたのでありますけれども、これに對しまして、敗戦後昭和二十二年九月であつたと思つてあります。新鉱業法の制定に對していろいろ準備が進められて參つたのであります。昨年鉱山保安法が御承知のように公布になりました。鉱業の關係といたしましては、只今の新鉱業法案並びに採石法案は、鉱山保安法と共に我々の最も渴望いたしておるものであります。一日も早くこれが制定されることを熱望いたしておるのであります。すでに今申上げましたように、三年近くを経過いたしておりますので、その間いろいろの事情があつたとは思つておりますが、特にこの際、私共といたしましては現在の鉱業界の事情から見ましても、それに即した鉱業法が早く制定されるということを特に希望しておるのであります。鉱業法そのものは、どの国でもいろいろな事情がありまして、我が国といたしましては、やはり我が国の事情に適合した性格に合つた鉱業法が欲しいのであります。例をスウェーデンにとりますれば、スウェーデンの中部或いは北方には御承知の世界的な鉄鉱があります。これはス

ウエデンの国の財政から見ましても重要なものでありますので、非常に特殊な性格を持つております。我が国は御承知のように地下資源といたしましては、外の国に見ないいろいろな天然の異つた事情もあるのであります。従いまして鉱業法の内容もよくその点を考えたものでなければならぬと思つております。今度の鉱業法案に盛られております法定の鉱物でありますが、今回は石灰石、ドロマイトその他約七種の新鉱物がこれに含まれております。こういう鉱物も我々といたしまつては、早く鉱業法の中に入れて欲しまつたものであります。なお例えばアルミニウムの鉱石のごときは、国家的な資源の重要なもの、又現在の産業の発展の段階といたしましても、又一方技術の水準から見ましても、これは鉱業法の鉱物とすべき資格はあると思つておりますが、たゞ／＼その存在の狀態が他の鉱物と違つた特殊の事情があるので、今日まだそれに盛られておらないのであります。なおその限界におきましては、ここにいろいろ／＼な議論があることと思つておりますが、只今のところ七種が加えられて、やがては又新しい法定鉱物が考えられる時期もあらうかと考えまして、私は今日の新鉱物の追加の程度で止むを得ないという感じを持つておるのであります。又慨して我が国では金屬性の鉱物に対しては相當考慮されておるのでありますが、卑金屬のものに対しては、或いは一般の工業の上で重要なものも相當考えられるのであります。これはアメリカなどでは工業鉱物に対する法的処置が相當私は現段階においても進んでおると思つておりますが、

この意味におきまして、そういう新鉱物に対して今後は更にその視野を拡げて行く必要があるのではないかと、こう思われるのであります。或いは経営の規模の大小によりまして、そういう必要がないという意見があることも考えられるのであります。やはり国家的にはそれらの産業の発展の基礎となる鉱物については考慮すべき必要があるのではないかと思ふのであります。今回の採石法におきまして、いろいろな岩石がとられております。又二、三の鉱物も、学問上の鉱物もこれに含まれておりますが、この採石権の設定ということは、同様の意味で私共は今回の制定を喜ぶものであります。

それから鉱区の形その他の問題であります。現在はかなり不規則な形で鉱業権の対象となる鉱区の形が定められておるのであります。これはそういう不規則な形であることが、鉱床の实体を必ずしも一致しないのではないかと思われるのであります。併し今度の新法案におきまして、鉱業に関する勸告、或いは協議のこれが原因となつておる。又租鉱権の一つの問題の素因となるということも考えられるのであります。これは今更その形を直すことは容易ならぬことであらうと思ふのであります。せめてこの場合、この試掘権或いは採掘権の行われます範圍を少し拡めて置いたほうが、幾らか合理的ではないかと思つておつたのであります。今回の試掘権、採掘権の鉱区の範圍が大体従来の鉱区に比べまして、この鉱区の大小の問題は無論小に失しますと合理的な開発ができない。又余り大きくするというと、一方鉱業独占の弊というようなことも考えられ

ておたのでありますが、この大きなほうの制限はここに多少緩和の途もあるので、これは問題はないと思うのであります。少くとも今回の範囲の面積は私は是非とも必要であるうかと思ふのであります。少し大き過ぎるというふうな意見も多少あるように伺つておりますが、今回の範囲については、それ以下の部分は、現状から見ますと極く僅かな件数であるうかと思われまので、私は少くとも今度の法案に出ております範囲は、これを認むべきであるうかと思ふのであります。

又その鉱区の鉱業権の存続期間であります。これは登録の日から二年といたしまして、申請によつてはもう二年延長することができるといふ問題でありますが、これは地域的に或いは資源の状態によつては、必ずこの期間において十分な調査を完了することもできるのじやないかといううなことも考えられないことないと思ひますが、この期間を余り長くにとるといふことは、却つて採掘権そのもの或いは鉱床の調査そのものに対する進行を阻害するのではないかと思われまので、一応私はこの四年の期間において、その可否を検討する必要があるのではなからうかと思ふのであります。又採掘権のほうは、従来は無期限であつたのであります。が、今回これを三十年と定めましたが、併し五十年経つたからもう生存権はない、それで跡始末をするというわけでも決してなからうと思ひます。

一応の基準として三十年をとられておる。恐らく鉱業の施設を行います場合にも、その償却の期間を考へる場合に、一応の限界として二十年、三十年

をとられておる例が多いのでありますから、やはり鉱業の上におきましても、採掘権の場合に一応の基準を三十年程度にとるのは適當でないかと思うのであります。只今もお話のありました鉱害の賠償問題、これはいろいろな立場によつて意見もあらうと思つておりますが、私は地下資源の採掘というその性格から見まして、できるだけ地表に與える影響を少くするということは、業者みずから大いに考え、又努むべきことであらうと思つてゐます。例をドイツのルール炭田にとりますと、かの地方は我が国の北九州に比べまして、一層地表に與える影響或いは地表の沈下等を許さないと、ところにおいて、而もドイツとしては最も重要な石炭の採掘を行わなければならない宿命的な状態にあるところでありまゝ。従いまして地下作業の上におきましても、事實上必要な考慮が拂われておるのであります。採掘の後の充填等に対しましても、恐らく採掘に対する経費に匹敵するほどの経費が充填のために使われおるというほどであります。従いまして地表に対する影響は極度にこれを防ぐということが事實上要望され、又実行されておるのであります。我が國の現状はまだ必ずしもその域に達しておらないので、今後これをできるだけ少くするということは、その立場から考へべきであります。止むを得ず地表のこうむりました損害、これについてとはどことが最もその損害が著しいかということは、おのずから或る程度考へられるのであります。その地表の耕作地或いは建造物に對しましても、それらの使用の価値が極度に失われるということは甚だ痛むべきことであります。

すが、その地表の影響を原則として原状にまで戻すということが果して事実可能なりやいなや、又それは望ましいことであらうかとも思われますけれども、そこまでしなければならぬことと云ふかというところに私は問題があると思うのであります。影響そのものを最小限度に止めるということは必要でありますが、一度生じたその損害を賠償する場合に、私は原則としてはやはり金銭の賠償を以て主体とすべきものであると考えるのであります。それは賠償金額の問題も関連することでありますが、国として産業の立場から考へて、又地下鉱物を採掘する鉱業の特殊な性格を考えまして、国の方針としては、むしろ私は主体を金銭賠償に置いて、若し原状への回復が可能な場合、或いはそれによつて両者の立場が、鉱業と地表のいづれな産業とが立場が許される範囲であるならば、私は原状の回復をする範囲をそこに限定するということが適當ではないかと思ふのであります。要は金銭賠償といたしましても、これが確実に履行され、実際に履行される、賠償されるという方策をここに十分講ずるということだけは、是非この際要望して置きたいのであります。なお今回の新鉱業法におきましては、土地調整委員会の設定が掲げられてるのであります。が、鉱区のあるところ、禁止地区の指定とか、或いは通産局長の裁定を行つたものについて問題があるといふときに、この土地調整委員会の機能によつてその国家的な調整を進めるといふことは、これは是非今後の措置としてはとつて貰いたいと思うのであります。

務機關といたしまして、原案は通産局長にあるのでありますが、これは県知事が適當であるという意見も耳にするのでありますが、地下資源の開発を目的とする事業であり、その性格から見まして、その行政はむしろ統一したほうが適當であろうと思ふのであります。

以上極めて大体であります。私は原案の趣旨に賛成をしたいと思いますのであります。要はこれらの法の運用にかかつていふと考へるのであります。枝葉或いは實際の問題につきましては、なお考慮する点が無論あるかと思ふのであります。趣旨としては私はこれに賛成したいと思ふのであります。

○委員長(深川榮左門君) 東京大学法学部教授我妻榮君にお願いいたします。

○公述人(我妻榮君) 私は法律を勉強してゐる者でありまして、特に企業者側とか、或いは被害者側という立場がありませんので、鉱業法一般について意見を述べようということでありまして、全部について意見を述べなくちやならないようになって困るのであります。時間が關係もありませんから、最初に今度の鉱業法と採石法というものの全般的な構想についてお話ししたいと思います。それからあとで重要だと思はれる数点について意見を述べようと思ひます。

第一に、この今度の鉱業法と採石法という構想は、地下資源と申しますか、石炭、石油、金銀等から建築石材、或いは土砂などすべてのものを含みまして、これを利用する場合を凡そ三種類に分けてゐるわけでありまして、

第一種は重要性のある鉱物、これは鉱業法による。第二種は建築石材及び重要性の少ない鉱物、これは採石法による。砂利とか、土砂とか、普通の粘土といふようなものは、これは民法の所有権その他の一般法による。この三本建で行くわけでありまして、第一のものは、即ち重要性のある鉱物は、これは国の支配に關するものとして、その土地の所有権から外してしまふ。そうして特に鉱業権の設定を受けなければ採取できない。かように土地所有権から外れますから、これを採取する鉱業権者は、土地の所有者から、それは自分の物だから石代を拂ふといふことを言われる心配はない。又その事業を行うのに必要な土地の使用権とか、或いは収用権を認められるといふような特権を持つのであります。同時に他方國家から相當大きな監督や指導を受けるといふことになるわけでありまして、

又第二のもの、即ち建築石材や重要性の少ない鉱物、採石法のもの、これはそれらの石を土地所有権から外してしまふので、土地所有者のものとして置く立場をとつてゐるわけでありまして、従つてこれを採取する者は、原則として土地所有者から権利を取得しなければならぬ。但し自由契約で権利の設定ができないときは、或る程度の強制的な設定をして貰ふことができる。併しその場合でも石の代金は拂わなくちやならないといふのが第二の採石法の觀念であります。従つて採石権といふものは、鉱業権に比しては遙かに弱い権利でありますけれども、それを濫用するために、必要な土地所有権を有するといふような多少の特権があり、又それに対して公共の利益を害しない

ように、輕い程度の監督を受けるということになつております。そうして第三のものは、これは専ら民法の規定に委ねられてゐるのであります。従つて採取する者は、何らの特権がない限り、又國家から特別の監督なり指導を受けません。そこに自由放任といふことになるわけでありまして、なお鉱物、岩石などのものをかような三種に區別いたしますのは、その區別は絶対的なものではなく、社會の經濟の變遷や科學の發達によつて變つて来るだらうと思ひます。即ち第二のものが第一のものに移される場合もあると思ひます。又第一、第二に新たなものが追加されることもあらうかと思ひます。さてかような仕組、即ち従来の法制に比べました場合に、第一の鉱業権のはうには従来の鉱業法と全く同じ建前であるけれども、鉱物の種類を増した。それから第二の種類のものは全然新しく作られた制度である。この三本建の制度は、我が國の従来の法制及び經濟狀態から見て極めて適當なものだと考へます。G.H.Q.の斡旋で來朝されたダンカン氏の構想は、全然これと違つておつたのであります。ダンカン氏の考へによりますと、以上すべてのもの、即ち土砂、砂利までも含んでこれを國家の独占とする。そうしてこれを採取するに國家と個別的な契約、即ちリース契約を結ぶとか、義務だとか、そのやり方を鉱害の賠償といふようなあらゆる点に亘つて個別的な定めをする。即ちこの鉱業法や採石法に規定してあることは、すべて個別的な契約の約款として定めよう。そうして一旦契約で定まつ

た以上は、國家はこれに対して何らの干渉はしない。こういふのがダンカン氏のいわゆるリース契約の思想であります。これはいふまでもなく極端な自由主義であります。かような行き方も勿論一つの行き方でありまして、或いはそれで行けるならば一層結構であらうと言ふべきであるかも知れません。住宅や耕地に損害を及ぼす虞れがあると云ふに、そのリースの契約で完全に補償するといふ約款を作ることと可能でありましよう。そうすると、企業者は住宅に近い所で企業をしようと思へば、負担が非常に重くなるから、そらばんとつてそれはやらないことになるだらう、そういう結果になるだらうと思われまふ。これがアメリカのようになるところでは、そういう自由放任の行き方でもよからうと考へられるのであります。併し日本では事情が全く違ひまして、いわゆる耕やして山嶺に至るといふ國でありますから、耕地の下までも掘らなくてはならない、耕地の下までも掘らなければならぬ。而も農耕地を確保するといふことは、即ち食糧を確保するといふことは、我が國の絶対的必要性のあることであります。併し同時に地下資源を採取するといふことも、經濟の自立のための至上命令であります。この絶対的の必要と、經濟の至上命令とをどう調和させるかといふことは、我が國のまさになさねばならぬことであります。その点でアメリカとは全く事情を異にしてゐるのだらうと私は考へるのであります。かように考へて参りますと、鉱物を採取するといふことは、農耕地を確保するといふこととは、共に單に當事者の私的

問題ではなくて、鉱業と農業、林業その他の産業との兩立を図るという國家的立場から取扱わなければならない問題であるといふことになるのであります。言ひ換へますと、例えば賠償の問題にいたしましても、單に加害者と被害者という問題として取扱わないで、鉱業と農業、林業その他を如何に調和させるかといふ点で考へねばならぬ。従つて若し農業を犠牲にしては困る。併しその犠牲を無にしようと思へば、鉱業が成り立たないといふような場合には、問題を國家的立場で取上げて、國家の力、言ひ換へれば納税者全體の力で損害を復旧しなくてはならぬといふことも考へねばならぬと思ひます。又鉱業権者が鉱業を営むといふ問題につきましても、自由放任の立場をとつて、お前たちのいいようにやれ、若し失敗したら、損をしてやめるだらうといつて放任するわけには行かぬ。國家はいわゆる鉱利保護の立場から適當なる監督もしなければならぬといふことになるだらうと思われまふ。かようなわけでダンカン氏の構想は我が國の實情に適しないといふことを、私も委員の一人として當時相當検討し、議論を重ねたのであります。ところが幸いにもダンカン氏はそれを了解されたやうであります。それで私は法律家の一人といたしまして、戦後の日本の法律改正が、とすると必要以上英米法化することを残念だと思つてゐるものであります。日本の法制に多くの欠陥のあることを十分認めておられます。それを改めねばならぬとも考へておられます。併し多くの点においてそれを改めることは、我が國の従来の法制に即してそれを改善することが可能だと思つておられます。直ちに英米法

の主義をとるということは、單に実効なきのみならず、我が国の法律關係を混亂に陥らせる虞れがあると考へておるものであります。かような立場をとつておる者として、この鉱業法の改正に當つて、リース制という根本的に違つた制度をとらずに、我が国の従来の鉱業法を採用して行くという方法をとることができたことは、非常に喜ばしいことだと思つております。そしてその意味におきまして、そういう努力をされた政府當局を大いに賞讃したいと思ひますと同時に、これを理解せられたH.Q.の關係官に対しても敬意を表したいと思ふものであります。この点は議員諸君もこの法案を御審議なさる際に留意せられてよろしいかと考へます。

以上が全体の構想についての意見であります。次に重要な点を指摘して参りますが、第一に追加鉱物であります。地表に近い鉱物を鉱業法の鉱物にするということは所有權の侵害であつて、憲法違反ではないかという説があります。併しこの点は今回の御審議では余り問題になつておらないようでありまして、詳しく申し述べることには差控へますが、結論だけを申し上げると、私は憲法違反にはならないと思つております。憲法二十九條の第二項におきまして、財産權の内容は、公共の福祉に適合するように法律で定めるといふことになつておるのであります。そして近代における土地所有權といふものは、十九世紀の初めに考へられたように神聖不可侵とは考へませんので、地表の利用が十分にできればそれでいいというのが所有權の本体だと私は考へております。従つて利用を妨げたことから生ずる損害は十分に賠償する義務があるのであります。それ以上そこから採取した鉱物は俺のものだから、その物の代金をよこせといふことを主張し得るものではない。鉱業法にそれと違つた規定を置いたからといって、憲法違反になるものではないと考へております。

次に鉱業權についてであります。試験權の期限を二年について一回だけ更新して、結局四年ということになつたのに対しては、これを延長するといふ改正意見があつたやうであります。その理由としては、積雪地帯などでは到底四年では駄目だといふ主張と、それから予備鉱区として實際上重要な意義を持つておるといふやうな主張があつたやうであります。併し私はこれは原案通りでいいと考へております。成るほど積雪地帯では困るということもあるかと思ひますが、併し御承知の通り試験權のままで独占しておつて開發をしない弊害が非常に大きいといふことも隠れなき事実であります。その利害を相殺いたしますと、原案ぐらいが丁度いいだらうと考へるのであります。但し石油についてだけは事情が違ひますので、これは多少延長しても止むを得ないかと考へられます。併しこの試験の問題は、御承知の通り沿革のある問題でありまして、非常に議論を重ねた結果原案ができたのであります。原案を維持するのが至当と私は考へております。

カン氏がアメリカ式のリースという制度をとれば、必ず有期でなければならぬといふことを強く主張された点であります。私はいわゆる法律論としては必ずしも有期でなければならぬとも考へないものであります。併し、併し國家が独占した鉱物を、或る特定の人にこれを採掘する權利を與えるのでありますから、もと／＼國家の独占したものを或る人に與えるのだから、その與えるものは無期限であるよりは有期限であるほうが、理論として筋が通るかも知れない、かような意味で三十年といふことは結構であらう。そして更新することができるとありますから、鉱業權者の立場としても、必ずしも不都合はないのじやないかと考へるのであります。

次に鉱業權の問題として、交換、売渡、鉱区の増減等について政府が勧告をするという規定が設けられておるのであります。勿論それはいわゆる官僚的な勧告になつてはならないのであります。最初に申しましたやうに、我が國の鉱業は企業者の自由放任といふことは到底できない立場にあるのであります。國家が助長し監督することが必要なのであります。それからその点から見て至当な制度である。要はその運用を十分民主的にするといふことにあるのだらうと考へます。

第四に租鉱權の制度について申し上げます。租鉱權という制度は必要であらうと思ひます。御承知のことと思ひますが、戦争前は實際上は租鉱權が行われてまして、大審院は先占契約として生じたときは無効だといふことを繰返して言つたことあります。それは大審院がなぜ無効と言つたかと申しますと、租鉱權のような先占契約は、現実に稼業する者に対しての監督が十分に行かないといふことを理由としたやうであります。併し我が國の實際上必要であるといふことは認められておることでありまして、重要鉱物法でこれを立法化したのであります。そしてこれを法案にとり込みまして、一方において監督をするが、併し一定の範圍ではこれを合法的な制度として認めるといふことにしたのであります。これは適當な制度だと思ひます。これに関連いたしまして、鉱害の賠償責任が問題となつておるやうに伺つております。即ち租鉱權者は實力が乏しいので、租鉱權者が鉱害賠償の責任者になると、被害者のほうが十分でない。従つて租鉱權者と鉱業權者とに連帶責任を負わすべきだといふ御主張があるやに伺つております。これは私の専門としておる民法の七百十七條を思い出させておるものであります。これは一種の考へであらうかと思ひますが、併し仔細に考へて見ますと、この七百十七條と今の連帶にしようといふ考へとの間には相當大きな違ひがあるやうに思われます。七百十七條と申しますのは、土地工作物の設置又は保存に瑕疵があつて、他人に損害を加えたときは、その工作物の占有者が損害賠償の責任を負ふ。但し占有者が損害発生防止に必要な十分の注意を怠らなかつたときには所有者が責任を負ふ。例えて申しますと、家の塀が倒れたのであります。その塀が倒れて往來の人を怪我させた場合に、占有者、即ち借家人が先ず第一に損害賠償責任を負ふ。但し借家人がその塀を倒れないやうに注意をする

とか、十分の注意を拂つておつたときには、今度は所有者、家主が責任を負ふ。その場合無過失責任、これは七百十七條の規定であります。これを只今の鉱業權者と租鉱權者は連帶であるべしといふ規定と比較いたしますと、第七百十七條の占有者が第一次の責任者であつて、所有者は第二次の責任者となるのであつて、決して両者が連帶責任となるのではないのであります。第二に七百十七條では、占有者には、損害の発生を防止するだけの注意を怠らなかつたならば責任を免れるといふ免責條件があります。無過失責任を負ふのは所有者だけなのであります。従つて連帶責任とはおのずから違ひるのであります。第三に殊に重要な点と考へます。七百十七條の所有者が無過失責任を負ふといふことは、損害を與えるやうな危険なものを所有することの責任であります。従つて單にそれを借りておる占有者の責任とはおのずから異なることなるのであります。これに反して鉱業法における、いわゆる無過失責任は、鉱業權を行使する、即ち稼業するといふことの無過失責任なのであります。従つて七百十七條は所有することの責任であるのに対して、これは稼業することの無過失責任である。そうすると、稼業するのは租鉱權者なのでありますから、租鉱權者が責任を負ふといふことになるのであります。七百十七條のアナロジーを以て連帶といふことにはならないのであります。又實際上から考へまして、連帶にするといふことはいささか無理だらうと私は考へるのであります。但し最初に申しましたやうに、租鉱權者が一般に實力に乏しい

次は採掘權を三十年にいたしましたときは、今青山教授から鉱業開發の立場からの賛成の御意見がありました。が、私も三十年にするのが至当だと考へるのであります。殊にこの点はダン

第十部 通商産業委員會會議録第三号 昭和二十五年十一月二十八日【參議院】

七

であります。率直に申しますと、戦後
いろいろな委員会が設けられました。

併しその委員会が果して最初設置され
たような目的に副うような活動をして

いるかどうかは相当疑問ではなからう
かと思うのであります。その意味で委

員会を設けたということが、民主的に
したということの一つの気休めになる

虞れがあると考えられます。併しこの
土地調整委員会は非常に重要なフアン

クションを営んでおるのであります。か
ら、その委員の人事に慎重でなければ

ならんことは申すまでもないのであり
ますが、殊に事務局の内容を充実し

て、そして鉱業と農業、林業その他
の産業との調和を、科学的な根拠のあ

るものにするという仕事を十分営み得
るよう、率直に申しますと、どうも

鉱害の問題では、企業者側と被害者側
とが、それ／＼自分のほうに有利な主

張をして、そして両方の中間がおの
ずから定まつて行く、もつと露骨な言

葉で言いますと、力と力との折衝によ
る線が定められるというような状態に

あるやに想像するのであります。併し
それは最初申上げましたように、日本

全体から見ても非常に遺憾なことでは
ないとして、その点に科学的な根拠のあ

る解決を望まなければならぬと思ふの
であります。そしてその科学的な根拠

のある解決をするには、十分科学的
な調査が必要なのであります。土地

調整委員会当面の目的は、そのことに
はないのであります。しかし、折

角土地調整委員会というものを作らな
らば、それに十分陣容の整つた事務局

を興え、そしてそれだけの大きな目
的に寄與することまで考えて設けるこ

とが必要であらうかと思ふのでありま
す。

以上大要長くなりましたが、一通り
申上げました。

○委員長(深川榮左工門君) 時間が大
分経過いたしました。公述人のかた

で、特に山添、青山、我妻の三君が、
午後には出席が不可能だと思ひます。

それでここで質問がございましたら、一
応質問を終了いたします。午後は又

一時半からでも開会いたしたいと思ひ
ますが、一応午前の公述に対して委

員各位の御質問がございましたら、御
質問をお願いいたします。

○西田隆男君 私青山先生に先ずお伺
いたしたいのでございますが、青山

先生の御意見を聞いておりますと、ド
イツのルール地方の問題と、我が国の

石炭鉱業の問題を比較対照されてのお
話がありました。鉱業権者として

は、地表に被害を及ぼさないように十
分の考慮を拂うことは勿論であります

が、先生の技術的な方面から御判断に
なつて、日本の現在の炭層の状態にお

いて、どういふふうな、地表に被害を
及ぼさないであらうというふうな技術

的な方法をお考えになつていらっしゃる
か、この問題を一つ御説明願ひたい。

○公述人(青山秀三郎君) 北海道はさ
ておきまして、一番私問題になります

のは九州その他であらうと思ひます
が、従来はかなり地表に近いところが

多く採掘されておりました。その影響
も特に著しくつたのであります。それ

からい／＼な経営上の問題もありま
して、採掘したあと十分始末したり、

充填をしたり、又採炭法そのものも
つと考慮したいという問題もあつたろ
うと思ふのであります。それがなかな

か思うほどにできなかったという事情
は私十分想像されるのでございます。

採炭法にいたしまして、今日では長
壁方法のような採炭方法をとつており

ますが、前の採炭法であります。そ
の採掘後の充填などもなか／＼困難な

ところも多かったのであります。今後
それが採炭法が改良され、又充填法が

相当に必要なところに行きわたるよう
になります。又採掘箇所もだん／＼

深くなつて参りますから、従つて今後
の採炭に対する地表の問題は、従来の

ようには天然条件から見ても激しくな
いのではないかといいこともあつたので

あります。従ひましてまだ水とか、い
ろいろほかの問題もありまふけれど

も、地表の変更ということについて考
へますと、今後は技術者のほうで、そ

ういふ技術上の努力をいたします。す
ば、よほど軽減し得る可能性はあるの

じやないかと思ひます。ドイツはもう
今日、初めは地表から浅いところをや

つておりましたが、平均いたしまして
七百メートル、或いはそれ以上深いと

ころへ下に向つて進んで行かなければ
ならない。それで従来は上ほど日本と

似ておつた事情もあるものであります
が、今後は地表の問題につきまして

も、そういうふうな努力も今までやつ
て来ましたが、だん／＼今後はますます

すその問題は荷が軽くなるのではない
か。日本もやはりそれから見ますと、

天然条件から見れば似て来る。技術上
は今のような方法で努力いたしており

ますが、相当地上損害をできるだけ少
くするということには、私はむしろ明

るい見通しを持つておるのでありま
す。

○西田隆男君 私は青山先生とは却つ

て逆な考え方をしておるのですが、日
本の今までの石炭の採掘は、御承知の

ように層が十層も十五層もある。而も
採掘の費用の点で現在上層から大抵掘

つて行つておるといふような実情から
考えまして、若し深い層をこれから採

掘をして行くということになれば、上
のほうの計画的に充填しておらなくて

も、ウォーター・フラッシングの形で
以て溜つてゐる水を引落して採炭して

行くことによつて、その水が滅水し、
陥落することになる。だから充填が完

全に行われていない場合において、地
上の被害は一層激化されることとなつ

て、地上に非常に大きな変化を来すよ
うな虞れが日本の炭鉱では多分に懸念

されるのではないか。その場合に先生
のお考えのように、地上に成るべく被

害を少なくする、技術的に特殊な方法が
考えられれば、これは別だと思ふので

すが、そうでない場合においては、鉱業
の被害に対する、これらの採掘者の負

担というものは莫大な金額になる虞れ
があるのではないか。従つて我妻先生

のおつしやつておつたように、どうで
もこうでも鉱害の復旧に対しては、国

が権利を付與するといふ建前から考え
ても、これから先は国が或る程度の補

償をするといふことを考えない限り、
鉱害賠償の問題は、私は完全に行かぬ

のではないかといいふに非常な懸念
を持つておりますが、この点に対して

もう一遍御意見を伺ひたいと思ひま
す。

○公述人(青山秀三郎君) 今充填法の
問題を伺ひましたが、この充填法その

ものも、今日の充填法はウォーター・
フラッシングが行われておる所もあり
ますが、或る所では多く硬などで以て部

分的な充填をいたしておる。これを完
全充填にするといふことが今の経営、

或いは経費の上でなか／＼できない。
或いは材料を坑内に送るといふことに

も問題があると思ふのです。それで私
は水の始末の問題もありますが、全般

から見まして、坑内が深くなるという
ことは、これはもういふまでもない事

であります。それに對しての充填法を、
只今のような充填程度、これをもう少し

強化する乾式充填、即ち空気充填等
もだん／＼考えられてゐるので、そ

ういふことで実行して行くならば、こ
れはどうも反対の意見を申上げるよう

で甚だ恐縮であります。私は今後の地
上に対することは、経費の面において

は、充填に對する経費は、さつきドイ
ツの例を申上げましたが、日本もも

とかなければならぬことになると思
うのであります。地上に對する損害

或いは影響につきまして、技術的に解
決する希望はやはりあるのではないか

と依然思ふのであります。

○西田隆男君 我妻先生に一点お尋ね
いたしますが、先生のお話を承つて

おりますと、鉱害の賠償は金銭賠償
で十分ではないか、金銭賠償でなけれ

ばいかんという点は、金銭賠償が十分
行われておらぬから、金銭賠償でない

といふかぬという考え方はないかとい
う御所見に伺ひましたが、そういうし

ますと、先生のお考えになつてゐる金
銭賠償の額といふものは、仮に耕地の

点で考えますと、採掘したために耕地
が陥落したと、従つて一反歩で十俵

とれておつたものが八俵しかとれな
い、ですから二俵分だけ金銭賠償すれ
ばよいじやないかという答弁が、政府
当局からはたび／＼されておるのです

が、その程度の賠償とお考えになつて

おるのか。私の考えでは、仮に耕地が陥落したために、二俵だけ減収したならば、二俵分の減収を賠償するだけでは十分でない。何となれば農家が先ず考えることは、農地の地力を保持するというところで、若し金銭賠償の二俵という額であれば、その二俵分の額は耕地の地力を回復する額であるかどうかということが先ず問題にならなければいかん。そういうことが問題の対象になつて、金銭賠償の効果がある。仮に二俵でなくて外の金額で決定された場合には、この農家は耕地の地力を回復するために、結局は埋立を行わなければならん。埋立を行なつて、そうして耕地が確かに回復するまでの金額の補償を恐らく農家は要求するだらうと思ふのですが、先生のお考えでは、十俵が八俵になつた場合に、二俵分だけを金銭賠償するという金銭賠償のお考えであるのか。或いは私が後段に申し上げたように、農地の地力が回復するまで、その間の経過も含めて金銭で以てこれを賠償しなければならんというふううにお考えになつておるのか、その点をお伺ひしたい。

○公述人(我妻榮君) 一家の私経済の立場から、耕地が陥落したために収入が減つたところを賠償すれば、金銭賠償としては足ると考えておるのです。あなたの後段で言われたように、原状回復をどつちがやるかということだけになるのであります。原状回復ではなく、それによつて収入が減つたことの賠償だと私は解釈するのです。従つて地力を回復して、又十俵とれるようにするという前提で、それに十分な金というならば、これは原状回復だと私

は思います。

○西田隆男君 勿論私が申上げておりますのは原状回復なんです。先生の金銭賠償が十分でないから金銭賠償というのはいかぬのだというふうなお話がありましたので、御意見を伺いましたのですが、今の御意見で先生の御意見はわかりましたが、そういたしますと、日本の炭層の賦存状態とか、あるいは海底とかいいうものだけを将来掘るとは考えられぬのですが、日本の耕地の面積から考えましても、耕地の復旧は不可欠の要件であると考ええる。農林事務次官のお話では、国家が援助をするというお考えの方よりでしたが、私はこれは国家が援助をするという考えではなくして、我妻先生が絶詰的な総論でよくして、つしやつたように、国が何らかの方法で補助をするという建前をとらない限り、日本の耕地の復旧は完全に行われまいというふうに考えておりますが、損害の賠償が一応されれば、それで賠償は済んだのだと、それだからその外のこととは国が補償する必要はない、それだけでよいというふうにお考えになられておるのか、もう一遍伺いたいと思

います。

○公述人(我妻榮君) 私は私経済の立場と国家的な立場と、その意味で分けたつもりだつたのです。つまり私経済の立場では、十俵とれたものが八俵しかとれなければ、あと二俵分の補償をして貰えば、私の経済としてはそれで十分ではないか、それを地力を回復して十俵とれるようにすることは、それは害を受けた農民の純個人的な立場を超えて、日本の農業生産をみずから担つておるといふような氣持がそこに現

われておるから、そういうことになる

のだらうと思ふのです。そこで私経済の立場では、減つた部分を金で十分補償して貰えばそれでいい。併し国家全体の立場から見て、そうすると、日本中に金で満足して米の生産を減らしておるお百姓さんが沢山出て、米の生産全体が減つて来る。それは国家的立場から見ても忍びないということになれば、それは国家的な立場でそれを回復するという必要が生じて来る。併しそのときに、国家的立場と申しましたけれども、それはその費用を全部国家が負担するかどうかということになる。これは非常にむずかしい問題になると思ふのです。農業も鉱業も全部国論的に問題は簡単になると思ふのですけれども、とにかく私の議論は、この議論も、現在の資本主義的な経済、或いは現在の法制の根本を維持したその枠の中で議論しておるのですから、従つて企業者が利益を受けるときには、企業者がその負担をしなればならないという問題が入つて来まして、どつちがどれだけ負担するということは、各場合によつて非常に困難な

問題になると思います。併し大局的な立場から見て、この場合国家が国家的な問題として取上げて、自分はどれだけ負担するか、当該企業者にどれだけ負担させるか、或いは場合によつてはお百姓さんにもどれだけの負担を忍んで貰わなければならないことになるだらうと、解決して行くことになるだらうと思います。

○西田隆男君　お話はよくわかりましたが、もう一遍先生の御意見をお伺いしたいと思う。今先生の御意見を

聞いておりますと、個人々々の問題が

主として取上げられておつたようですが、鉱業の特殊性から考えまして、一ヶ町村に鉱区を設定いたしましたで、そこを採掘いたしますと、その一村全体の耕地は、先生のお考え方から言いますと、金銭賠償は一応できたけれども、最後においてはその農民は耕地を全部捨てて、自分の居住すらも変えなければいかん。そうして、折角農民として働き得るすべての條件を備えておるにもかかわらず、農業から離れて他の職に転職をしなければならぬといふような実態が、将来日本の国には起つて来る場合が多々考えられる。こういう場合に、ただ先生のようなお老考で、個人々々の場合に賠償できたなら十分ではないかといふような立法措置で、果して日本の鉱業が完全に採掘するといふような段階に持つて行けるかという点について、私は非常な懸念を保持している。従つてこの鉱業法の中に、そういうふうな意味合いにおいて、何らか日本の国土を荒らさない程度の條文を挿入するか、或いはさつき農林事務次官が言われたように、特別立法においてそういう点の解消される

よるな考慮を、鉱業法の立案当時の審議委員会でお考へになったことがありますかどうか。そういう御意見が何かあるのかどうか、もう一遍お伺いします。

○公述人(我妻榮君) 鉱業法の委員会です。随分長いこと論議いたしましたので、その間に今言われました御意見のおつたような話し合いはしつちゅう出でたのであります。ただそれが、具体的な条文とするところまでは参りませんでしたけれども、しつちゅう

そういう話は出て来ておつたと思いま

が、鉱業法の中にそれをどういう形で入れるか、これ又相当困難な問題だと思ひます。併し適当な形で入れられるなら、そういう規定を置くということ自体には私はむしろ賛成したいと思うのであります。ただ立法として相当困難だ、つまり只今申しましたように、何と言つても資本主義経済の枠の中で問題を処理するわけでありますから、相当一般的な法律を作ることとは困難だろうと思ふ。或る特殊の鉱害が生じましたときに、その問題を具体的に取扱うということとは比較的容易にできて、一般的な法律を作るといふことは相当困難だろうと考えます。

○栗山眞夫君 私、青山、我妻両先生に一点だけお伺ひしたい。試掘権の問題につきましていろいろ説明を伺つたのであります。が、原案に大体御賛成であるという御趣旨は、徒らに長期の試掘権を設定いたしますと、実際に業者におきまして、試掘が行われない。そうして折角の天然資源が開発されない。こういう意味において適當であるやうという御所見のように承わつたので

ありますが、この中で特に石油鋳業についてどういうお考えをお持ちになつてゐるか、伺いたいわけであります。青山先生にお伺いをしたいことは、石油の探鉱から始まりまして、実際に原油を突きとめ、そうして試験をいたしますことの相当困難な事業であることは、御専門でありますのでおわかりになつておると思います。が、これにつきまして先生が只今石油鋳業にお触れにならなかつたのであります。が、どういふ御意見をお持ちにな

つていかお伺いしたい。

それから我妻先生にお伺いをいたしたいのは、積雪地帯に対する考慮の必要のないことを御発言になりますと同時に、石油鉱業につきましては若干考慮してもよからうという御発言があつたようでございますが、只今提案されております鉱業法に、石油鉱業について格段の措置をとつたほうがいいとお考えになりますか。この原案のままで、ただ将来にその考慮を保留するか、その点伺いたい。

○公述人(青山秀三郎君) さつき申上げようと思ひまして、時間の関係で省略いたしましたのでありますが、石油は御承知のように、あのボーリングをいたしましたことが、すでに将来の仕事の段階にもなつており、形式でもあります。又資源のあります位置、まあ日本では深いと申しまして、アメリカその他の例に比べますと、まだそれまでに至つておらない。曾ては三千メートルも掘つたこともありましたが、今日は大体二千五百、二千メートルぐらいのところまで仕事をいたしておるの、深いほうであります。それにいたしましても調査をするのに、やはり四年で資源として価値があるかどうかということを決めることは、石油の場合には私は多くの場合無理だらうと思ひます。従ひまして、石油だけはやはり今度の新鉱業法案にも盛り込んでおきますように、期間を少し長くするということがむしろ当然ではなからうかと思ひます。

○公述人(我妻榮君) 私の申上げようがはつきりしなかつたかと思ひますが、私も石油については、この法律は改正することがむしろ至当なのじやないか、こう考へております。それからその外のものについては予備鉱区にするとか、或いは積雪地帯では非常に困るといふ御意見もあつて非常に御尤もと思ひます。併し又試掘権を長くして置くということも弊害があると思ひますから、それを両方考へて、石油以外のものについては原案でよろしい、そういうふうに考へます。

○栗山良夫君 重ねて我妻先生にお尋ねいたしますが、この法律で試掘権の石油に関する分は延長したほうが適當だ、こういう工合におつしやつたのでありますが、あなたの大体お氣持で結構でありますけれども、どのくらいに延長したほうが適當であるとお考えになりますか伺いたい。

○公述人(我妻榮君) 私は鉱業法の専門ではありませんので、鉱業の實際のことは余りよく存じませんので、その点はむしろ青山教授から御意見を伺つて、つまり余り長くしちやうといかんという私の氣持は青山さんと全く同じなのでありますから、その氣持に立つて技術的にどのくらいだと、青山先生がおつしやれば、私はそれに賛成していいと思ひます。

○栗山良夫君 それでは青山先生に技術的な御観点からお答えを一つ頂きたい。

○公述人(青山秀三郎君) 大体この南方資源開発のときにもそういう話も出たのでありますが、日本の石油技術者が相当南方に行きまして、相當指導的になれると思ひましたところが、なかなか却つて向うのほうに優れていたというふうな話もあります。現在においても掘る技術を見ますと機械はアメ

リカから輸入いたしておるのであります。いろいろな事情で、地表の、例えば道路法の関係もあると思ひるのであります。例えば千メートル、或いは千五百メートルの井戸を掘る場合、日本ではまあそれが一年、或いは二年もかかつたこともあるのであります。今日は大体それがだん／＼早くなりまして、この電撃さく井という言葉も出ておるほどであります。従来の半分ぐらいの期間で井戸を掘り得るということもさして、やはり二年の間に或る広い地域の可否をきめるということとは井戸の数も相當になりますし、なか／＼今の状態では、進んだ状態でもまだ無理だらうと思ひます。少くとも四年ぐらいは與えて置かなければ、その最後の段階でも決定を下し得る時間的余裕がないのじやないかと思つております。

○吉田法晴君 遅くなりましたけれども、午後いらつしやいませんとすうで、是非お尋ねをいたして置きたいと思ひます。山添農林事務次官にお尋ねするのであります。この休会中の委員会であつたと思ひますが、委員長から代表質問に對しまして、資源庁の徳永鉱山局長の答弁の中に………

………徳永局長だつたと思ひますが、この予定賠償、或いはいわゆる打切り補償と言われております問題について、両当事者がそれを希望しなから………その前の過去において得ておつたもの、先ほど西田さんが、過去において十億得ておつたのが八億しか取れなくなつた、その差額の二億、こういう過去において得ておつたものを年々賠償する。こういう農民の立場といたしますならば、仕事もなくなつてぶら／＼と

賠償金だけを貰つて年々暮しておるといふことは、必ずしも本意とするところではない。賠償金をまとめて貰つて、それを元手に適當にやり甲斐のある仕事を他に見つけるということも、農民側から要求されることが當然予想される。これは両当事者がそれを希望しながら法律的な裏付けが不十分なために、円滑に行われないというふうな憾みが過去においてあつたわけでありまして、その点を何とか合理的に解決するために努力しようではないかというところで、新法におきまして或る程度の代行というものを認めることにいたしましたわけでございます。尙この制度は被害者の不利になるということは、審議会におきましても農林省その他の関係官も出ておつたのでありますが、局長、次官も出ておられたわけでありまして、全然そういう不安を持つておつたわけではございません、こういう答弁になつておるのであります。前のほうの補償を貰つたために、仕事もなから／＼補償金だけ貰つて年々暮しているという実情があるかどうかについては、これは後で被害者代表にお尋ねをしたいと思います。この答弁で見ますと農林省の局長、次官も出ておられて、そうしてこの制度を採ることについては被害者の不利になるといふことは考へられない。そこで農林省としても不安を持たず賛成されたという印象を持つのでありますが、そういうように審議会で言明せられましたがどうですか。或いは従来の場合と比べて賠償その他を貰つて、農民の諸君が如何ような実態にあつたかということについて、農林省として見ておられた実

態或いは印象について何つて置きたいと思ひます。

○公述人(山添利作君) 只今御質問になりましたのは第百十四條の損害額を予定した場合の規定でございますが、いわゆる予定額を以て打切る。これは民法の原則によりまして損害の額を予定すればそれで打切りというのでございまして、この第百十四條に書いてあります事柄は、その額が著しく不當である場合、これは損害を必ずしも予見することはできませんので、あらかじめ約束して置きましたも損害の状況如何によりまして、その額が不當である場合には、この増減を請求することができると、こういうふうな民法の例外規定をいたしたのであります。従つてそういうふうな増減請求とか、事情に應ずるような変更の請求権があるというところであればそれでよろしいと思ひます。だが出席しておりました場合に問題になりましたのは、この第百十四條の第二項に関する規定でございまして、あらかじめそういうふうな予定をされております場合に、土地なら土地、建物なら建物の所有者が変

る。かような場合に、いろ／＼むずかしい問題が生ずるわけでありまして、その關係について如何に取扱うか、先ほども我妻先生のお話の中に出ておりましたが、損害額は貰つてしまつた。ところがその家屋なり土地なりを取得いたしました人は又損害の補償が得られるがとき考へ方を持つていて、いふことになりまして、そこに非常に面倒な問題が生ずるわけでありまして、そのよ

ものが後の土地なり家屋なりの権利を取得た者について効力を持つて行くという事は、これは合理的な制度であり、それに賛成をいたしておる。かようなわけであります。尙実際現地における損害の補償が円滑に行われていくかどうかという点につきましても、これは私も必ずしも事情に精通をいたしては居るわけではないのでありますが、凡そ現在問題になつておるものは、戦争中の遷移の結果によるもの、大きな損害を復旧する問題でございまして、これはいろいろな事情から事業の進行が遅れております。遅々として居ることは非常に遺憾をいたしております。又先ほど農民がただ金を貰つて年々ぶら／＼しているというお話がございましたが、これはぶら／＼しているかどうかは、そういうことは私なからうと思ひますが、賠償のやり方そのものにつきましても、これはもつと合理的な問題では行つて行く方法について考へなければならぬという印象を持つております。先ほど二斗損害が起つた場合に、その二斗の金を年々補償して行くのか、それをキャピタリゼーションしたものを補償して行くのか、或いは土地を直して、二斗を一斗の限度にとめるようにむしろ土地の状況を直して行く。後の一斗分は補償を受ける、金銭の補償にするとか、いろいろこの損害の賠償につきましてもは尙今後合理的に考へて行く余地があると思ひております。

○吉田法晴君 時間も渾うございますし、実は第四百十四條に關連しまして予定賠償、或いはいわゆる打切り補償の制度について、農林省がこれに賛成せられるという点について疑義があつたのでございします。尙本法案について審議します時間もございますわけですが、本委員会の席上で改めて政府委員として来て貰つて御説明を聞くことにして、一応農林次官に對します御質問は打切つて置きたいと思ひます。そういう工合に御了承を願ひたいと思ひます。

尙もう一つついでに我妻先生に二点だけお尋ねをいたしたいのであります。租地権の点につきましても先ほど触れられたのでございしますが、過去においてはお話の通り先拘束契約として認められなかつた、そのことが如何に實際に合はなかつた、そのことが如何に理論等も伺つて参つたのであります。それが戦争のために使用権といふことに相成りまして、更に租地権といふことになつたわけでありまして、物權といふことになつたわけでありまして、これに關連いたしまして、先ほど御指摘の通りに或いは租地権者が小資本のものが多い、損害賠償が十分期待されないといふようなこともあります。或いは又そも／＼そういう小規模の租地権による開発を、これは産業政策上助長すべきかどうか。日本のこの地下資源の開発の方法と申しますか、或いはこれは国の産業政策とも關連して参ると思ひます。その意味からいいたしまして物權としての租地権を認めるがよいのか、使用権程度のものがよいのかといふことについては、これは立法技術上と申しますか、或いは政策的にも相當議論があるかと思ひます。或いは考へなければならぬかと思ひます。が、そういう点から考へまして、從來の経緯を抜きにしまして、我妻先生の御意見を承わりたい。それから……。

○委員長(深川兼左門君) ちよつと、只今青山先生は急用があるらしいです。から、青山先生の御退席を……、どうぞ。

○吉田法晴君 もう一つは土地調整委員会の問題でございしますが、これは我々よりも先生のほうが鉱業法改正の審議にずつと参画せられたので、経緯についてはお詳しく思ふのであります。先が、先生がこの鉱業法改正準備会と申しますか、その委員になられます。直前にはこの損害賠償につきましても原状回復主義が一応出ておつたように承知するのであります。その際に一応鉱業委員会という考へ方が出ております。それから我々が貰ひました資料を見てもその後我々は鉱業委員会とか、或いは調整委員会とか、いろいろ審議の経過に従つていろいろ委員会がいろいろ／＼な形を採つておるようでありまして、そして出て来ましておる案では公益或いは土地、民情その他との矛盾の調整、土地使用収用の問題について中央に土地調整委員会があり、それから地方にはこの損害賠償の基準問題について基準委員会を置くという、こういう二本柱になつておるようでありまして、何と申しますか、條文から言つてもすつきり一貫してない点もありません。それから二元化され、或いは運用面でもどうか考へられる点もございします。経緯がよくわからぬからその点私共断定的に意見を出しかねるものであります。が、むしろもう少し一元化して、そして狙われた民主的な形態として完備したというか、或いは一貫したものが考へられるのではないか。こういう疑問を持つておりますが、その点について我妻先生の御意見を承わりたいと思ひます。

○公述人(我妻榮君) 最初の点は、租地権といふものは御指摘の通り弊害も考へられたのであります。現在のところではこの案では相當監督をして租地権者にやらせることは一般の鉱業経営というところからは不都合のないようになつておると思ひます。併し實際の制度を非常に利用したほうがいいか悪いかといふことになりまして、私の個人的な意見といたしましては成るべく租地権者といふものを利用しない、で、大きな資本を持つておる経営者自身がやるほうがいいだろうと思ひます。併し租地権制度をそんなに利用することは余り賛成でないといひます。しても、だからこれを物權とするのは行過ぎだろうと、これは言えないだらうと思ひます。つまり使用権とするか、或いは物權とするか、どつちにするかといふことになると、観念的には非常な強くなつたようにお考へになるかも知れませんが、併し物權と申しますのもその内容によつていろいろ違ふのであります。租地権が物權だといふたこと、その一事からそう強いものとして非常なこれが必要な意義を持つものだと考へる必要はないと思ひます。結局物權であるといふことで第三者に對抗する効力があるかどうかといふこととくらひなものであります。から、物權にするといふことで租地権が非常に強くなつて、租地権制度を助長することに成るという御懸念はないと思ひます。

それから第二の点であります。これは経緯を私も今それで全部覚えていられるわけではなし、資料を見てお

答へする時間ありませんが、簡単に結論だけ申しますと、地方にも民主的な委員会を置いて、そしてそこで損害の賠償についての仲裁をするというやうなものがあつたほうがいいかと思ひます。併しいろいろ／＼な経緯で、結局こういうことになつたのであります。が、さてでき上つた制度を見ますと、御指摘の通りすつきりしないといふことになるかも知れませんが、併し運用の面において相當効果を挙げ得るものであつて、このでき上つた案で大きな欠陥があるとは思ひません。

○小松正雄君 我妻先生にお尋ね申上げたと思ひますが、さつきのお話の中に、租地権者が採掘の場合に万全を期して事業をやつてしまつた。そのあとで被害が発生した場合は、鉱業権者の責任であるといふたようなお話でありましたが、万全を期するといふのは、どの程度までが万全を期しておつたのかといふことをお伺ひしたいのであります。

○公述人(我妻榮君) ちよつとそれは……、私はそう申上げません。七百十七條という民法の規定が引合ひに出されながら、租地権者と鉱業権者との連帯といふお話が一方にあるやに何つたがといふ点でございします。七百十七條そのものの通りにいたしますと、今おつしやるように、租地権者が注意を怠らなかつたら鉱業権者にあるといふことになるであらう。そういうことをただ申上げまして、そしてそれがそう

鉱権者だけになるのか、どつちかといへば私は連帯は行過ぎである。それからこれはこの案のように租鉱権者だけにするの成るほど被害者にとつて不利益かも知れません。そうしてそこで私は第一段に、租鉱権者が責任を負つて、若し資力が十分でないために被害者に十分な満足を与えることができないときに、第二段に鉱業権者にしようというものであります。その責任条件というものは、これは両方とも普通通りと考えるのであります。

○小松正雄君 その中に、探掘をする場合に租鉱権者が万全を期して掘つた場合のあとに起つたことに対しては、鉱業権者は責任を持つべきだと、こうおつしやられたように聞きましたので、御質問申上げた次第であります。

○吉田法晴君 時間がなくて大変恐縮ですが、もう一点簡単に伺ひたいとして置きます。これは賠償問題につきまして、従来と申しますか、我妻先生が委員になられます前まで原状回復主義が出ておつたというように聞きますし、その案文についても見たりするのでありますが、どちらから規定をいたしましたか、金銭賠償主義を原則として、原状回復主義を例外にするか。原状回復主義を原則として、金銭賠償を例外とするか。表現の方法は裏腹で少し違ひはないように思いますが、法理論として、これは先生ですから法理論として、その点につきましてどういふ理由で前の原状回復主義中心がひつくりかえつたかという点につきましての何と言ふか、御意見をちよつと承わりたい。

○公述人(我妻榮君) 法理論と申しましても、どつちでなければならぬという法理論というものがあるわけではないのでありますけれども、金銭賠償ということが非常に便利であり、問題が早く片付くというので各国がそういう原則を取つておるのであります。最初の案はそうではないと言われまふけれども、最初の案として正式に委員会が審議を始めましてからは、金銭賠償によつておるのであります。その前に原案とでも言うべきものが、どういふ経緯でできましたか余りよく存じませんが、私たちはそれは全くの原案で、一応そうきまつたとは考えません。従つてむしろ現行法を改める必要ありや否やという立場から問題を考へて、そうして現行法のよりにいわれる金銭賠償を原則として、特別の場合に原状回復で行くという現行法を改むべきや否やという点を私たちは考へた。そうしてそれを改める必要はなからう、こういふふうに考へたのであります。

○委員長(深川榮左門君) それではこれと一旦休憩いたしまして、午後は二時から再開いたしたいと思います。

午後一時十一分休憩

○委員長(深川榮左門君) 休憩前に引続きまして公聴会を再開いたします。

午後二時二十一分再開
○委員長(深川榮左門君) 休憩前に引続きまして公聴会を再開いたします。向あらかじめお断りして置きますが、石炭協会会長高木作太君、日本鉱業協会会長岡部精男君の両公述人は所用のため途中で退席いたしたいとの御申出がありますので、御両君に対する御質問は御両君の公述が終つてからいたしたいと存じます。さよう御了承願ひいたします。日本石炭協会会長高木

作太君。
○公述人(高木作太君) 鉱業法は申すまでもなく、鉱業に関する基本法でございます。地下資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄與することを目的とした法律でございます。日本鉱業法以来一貫した変らざる法の精神であると信じます。従つて経済界の變動に伴つてしばしば改正を要する法令等と異なりまして恒久的性質を持たなければならぬと存じます。現行法は明治三十八年制定以来数回の部分的改正は行われましたが、半世紀に亘り我國の鉱業の発展に寄與したものでありますことは御承知の通りであります。政府におかれましては、重要鉱物増産法の失効を機会に同法中の所要の規定を本法中に取入れることと同時に、砂鉄法を同法に合併し、法の整備を行うため、今回鉱業法改正案を国会に提出されました事情は了解いたしました。先にも申述べましたように伝統ある恒久法の改正は、現今のごとき事情下においては極めて慎重に行うことが肝要であつて、伝統の精神を濫りに改変するがときは誠に憚まなればならぬものと存する次第であります。かかる意味合いにおきまして法案を仔細に検討いたしますと、私共の納得いたしかねます事項が数ヶ所ございまして、その理由を開陳いたしたいと思ひます。

第一点は、石炭鉱区の最小面積を十ヘクタール、従来の五万坪程度とすることでありまして、法案第十四條第二項は石炭鉱区の最小面積を三十ヘクタール、約十萬坪と規定いたしてあります。従来五萬坪の企業単位で何らの不利、不便なく稼行して参つたのであります。特にこれを三十ヘクタール、十萬坪に拡大せねばならぬ理由は認められませんが、のみならず鉄床の關係よりする鉱区の交換分合は、勿論鉱業行政上の鉱区の整理統合にも少からざる支障を來たすものと考えます。よつて従来通り五萬坪程度を最小面積とされんことを希望いたします。

第二点は、試掘権の存続期間を従来通り四年とし、一回の延長を認め得ることとあります。今後試掘を要する地域はおおむね深部に属し、地表よりの探査極めて困難であり、且つ多くの試掘を必要としたし、或いは立地條件に支配されて、試掘期間の半ばを必然的に空費せしめられ、又資金、資材並びに技術陣容等にいたしまして、我が国の現状は既往の実情に徴して見ますと、試掘期間は四年以上必要といたしましたので、法案第十八條の試掘期間は是非四年間と修正せられたのであります。

次に試掘作業を誠実に継続中のものにつきましては、更に一回の延長は鉱業の発達助長の上からも当然と考へるのであります。これ又四年間の期間の延長を認むることに御修正を願ひたいと思ひます。尙改正鉱業法が施行されます際、現行法によつて設定され、現に存する試掘権の期間のことについてであります。この点は本法案には何らの経過規定が見当りませんが、或いは鉱業法施行法案中に規定されるかとも存じます。改正法律の施行の際、旧法によつて設定された現に存する試掘権については改正法施行の際、改正法によつて試掘権が決定されたものとみなし、期間の計算も改正法に従ふこととされることを希望いたします。御承知の通り現存する各種鉱物の試掘権は、戦時重要鉱物増産法の規定によつて、鉱種別に期間が延長され、現在極めて混乱しております。取扱の上からも改正法によつて簡明ならしめる必要があると存じます。尙右のごとき取扱は昭和十六年試掘権制度改正の際の先例もあり、既得権存続の趣旨から申しまして、極めて当然と存じます。

第三点は、探掘権は従来通り永久権とするのであります。法案第十九條は探掘権に期間を付してありますが、これは探掘事業の本質を弁えざるも甚だしきものであります。由來探掘鉱区は、一応探掘事業の成立する鉱量の埋蔵は推定されますが、掘進の進展に伴つて埋蔵量を確認し、経営方針を立てるものであつて、鉱区面積、企業規模等によつて相違はいたしますが、埋蔵量によつては数百年の長きに亘り事業を営みつゝある例に乏しくないのであります。若し予測に反し、鉱況不振の場合にはたとえ権利は永久権でありましても、内容の空虚な権利でありまします。故に、権利者は当然これを放棄いたしますから、この面からの弊害は考慮の要はないと思ひます。又企業は安定、永続性、資材、技術の合理的活用の見地よりいたし、予備鉱区を保持することは必要且つ當然のことであり、尙又同時に一定期間内に限り或る鉱物資源を採掘せしむることは、国家百年の計より見て、必ずしも本法案の目的とする公共の福祉の増進に寄與するゆゑんではないと思ひます。かかる見地か

反感と、試掘事業の強制による早急な国内資源の開発との二点にあるのではないかと推測いたします。

試験権で採掘を行うことは、これまでの試験権が優先継出願権を認められていたこと並びに重要鉱物増産法による期限の進行が停止せられておつたために實際上長期間に亘り存続することができたからであります。併しながらこの法案も現在では試験権は本来の

は、全国で約四万余と推測されますが、それらを一時に採鉱することは人員、経費の關係よりも不可能であります。鉱業界の現況は新規鉱区の開発よりも戦時中荒廃した採掘鉱山の復興が先決であります。従つて改正法施行當時現存の試掘権の存続期間は現行法によると共に、一回延長を認めることが鉱業界の現状よりも必要であると存じます。

第三には、採掘権の存続期間を無期限とすることであります。採掘権の存続期間を三十年に区切られることは理に苦しむものであります。金属鉱業のごとく鉱況の変化の多いものについて、地下埋蔵鉱量をその事業開始のとき

でありますが、これを改正法案第四百條の一号に含めることは無理のように思われますので、土地使用の目的として探鉱のための設備を一号追加する必要があるとあります。同條第四号は、抗木、火薬類、燃料が列記せられておりますが、鋼材、カーバイト等の重要資材が落ちておるので、これらを一括して生産資材置場として追加願いたく、尙海岸近くの鉦山は船積施設を必要としますので、同條第六号に港灣等の輸送施設を追加して頂きたいのであります。第百五條の收用については、探鉱施設、船積施設が列記されておりますけれども、是非追加をして頂きたいのであります。

の行使に何ら差支えるものでなく、鉱業権による採鉱に附随して採掘せられる岩石は鉱業権の内容の一部であつて、別に採石権を得る必要はないものと存じます。つきましては鉱業権により採掘される岩石の採石は、採石法より除外すると共に、鉱業権と採石権が同一地域に重複設定せられた場合、両者の作業に関する調整規定を設けることがこの際は非とも必要であると考えます。

第七は、試掘権より採掘権に転願のものは、採掘の許可、不許可の通知のある日まで試掘事業を認めることであります。採掘権の許可には従来相当の期間を要する状態であります。採掘出

命に得る事になつておりますが、金鑛
鉦山の鉦害は、石炭、亜炭のような十
地の陥落問題はなく、採掘量に關係の
ない坑内選鉦等の排水又は製鍊所の範
煙だけでありますので、金屬鉦業とし
ては、鉦業法施行四十五年の実績に鑑
みましても、全然その必要がないもの
と存じますので、除外せられるよう要
望いたします。

最後に、鉦害賠償責任の消滅時効に
關する規定であります。法案第百十五
條では損害の発生又は鉦害の進行の止
んだときより二十年となつております
が、金屬鉦山の鉦害である坑内排水等
の進行は、いつ止んだか實際上不明で
ありますので、結局永久ということに

きに把握することは不可能であります。又鉱物は一定有限のものであり、必ず掘り盡されるものでありますので、自然的に有期限となるのであります。正常経済下では鉱業会社全の全資産の約五〇％は固定資産であり、即ちかような莫大な固定資産を地上に設備いたしておるのでありますが、それに対してこの基本的権利を三十年で区切る

第五は、鉱業出願人の名義変更を認めることであります。法案第四十一條の關係、鉱業権登録出願中は権利が不確定であるために、譲渡の對象とならないという趣旨のようであります。が、登録の手續上からも出願中の名義変更のほうが簡便であり、先願権の取引上の注意は当事者に任すべきであります。又出願は鉱業権の既得権として財

願中試掘権の存続期間の切れた場合は、操業を中止して待機の止むなきにいたるので、従業員の転換とか失業等の問題も生じますので、法律上許可、不許可が決定するまで試掘権者として操業を認めると共に、鉱業法、税法上その他鉱山保安上の法的責任を負わすようにするほうが実態に適應すると考えます。

なります。鉦業権消滅のものは、その消滅後十年間損害が発生しない場合、第百十九條第二項で担保供託金の取戻しを認めておりますし、加うるに鉦業権が消滅しても、仮に二十五年という賠償責任を認めても、鉦業権者の所在や責任等の範圍が不明となります。すのこで、鉦業賠償責任も消滅のときより十年とすべきであります。

ことは、企業に対して非常な圧迫を與えるのであります。尙採掘権の存続期間の迫つたものはその担保価値を減じ、融資上も著しく不利となるのであります。以上の理由によりまして、採掘権については埋藏鉱量による自然的期限に任せ、法律的期限を設ける必要は全くないものと存じます。

第四は、土地使用並びに收用の目的を拡張することあります。法案の第

產權と見られるものであつて、鉱山開
発の見地からも鉱山発見者を保護する
ために、現行法通り出願人の名義変更
を認めるべきものと存じます。

第六は、鉱業権と採石権との調整の
問題であります。鉱業における採
は、脈石、母岩等と一緒に採掘しなけ
ればできないのであります。地下の採
鉱については従来より地上権と關係な
く、鉱業権の内容として岩石を採掘して

第八に、鉱業權の交換又は荒蕩し及び鉱區の増減施設案の変更についての勸告であります。法の第八十八條關係、自由經濟の下におきましては、企業は業者の創意と責任とにゆだねるべきで、官庁の干渉は好ましくあらざる規定であり、國家の資源開発上眞に止むを得ざる場合にのみ發動すべきで、いわゆる官僚統制的意識による適用は排除すべきものと考えます。

以上改正法案に対する金属鋳業界の主要希望意見を申述べましたが、その他の事項につきましては、お手許に差上げました新鋳業法案に対する意見書を御覧願いたいと存じます。

御清聴を有難うございました。

○委員長(深川樂左エ門君) 先程も申しました通り、高木、岡部両君は時間の都合上退席したいとの申出があつたので、両君に対する御質問が

たします。

○公述人(花岡圭治君) 私は鉾煙害関係被害者側の立場から、新鉾煙法案中鉾煙の賠償に関する規定について意見を述べたいと存じます。

先ず賠償を金銭賠償とするか或いは原状回復をするかという問題であります。鉾煙害の賠償は、被害が農作物、林木等いわゆる立毛に対するものでありまして、土地に対しては影響ありませんので、毎年被害高に応じて賠償を要求することにより、問題を解決して行けばよく、私の長年の経験から申しまして、原状回復を要求する必要に迫られたことはなく、将来も又原状回復を要求することはないのではないかと考えられます。直島村の場合においては、鉾煙により主として農作物が被害を受けており、その賠償は毎年被害高に応じて当事者間の折衝により賠償金額を決定いたしておりますが、問題を後に残すというようなことはありませんで、新鉾煙法案第百十一條の規定については別に異議はありません。尚、話に聞けば炭鉱方面の鉾煙については、その復旧に対しては相当国庫の支出がなされて、被害者を救済せられていた模様であります。金、銀、銅、山方面についても、災害復旧等により同様の国家的救済がとられて可なりかと思われまして、関係方面の方々の御努力により是非とも救済の途を講じて頂くよう願ひいたします。

次に、損害賠償に関する争議は、事業者及び被害者双方の損害の見積額が大幅に相違することが主なる原因となつて発生するものと思われまして、新鉾煙法案第百十二條においては、通商産業局長は地方鉾煙害賠償基準協議会

に諮問して、損害賠償の範囲、方法等

についての公正且つ適切な一般の基準を作成、公表する旨規定されていゝことは大いに期待が持たれる次第であります。争議発生其主要原因と思われまゝ損害賠償の相違は、損害の調査が各別個の方法により行われる場合に多く、従つて双方調査資料を持ち寄つて折衝して見ても、見解の相違によつて損害が相違するのであるとの結論を得る程度に終つてしまひ、相互に誤りを是正して公正な損害額を決定するに至らず、結局互いに自己の調査損害額を強く主張するところから種々紛争を生じているものと思われまゝです。本規定により一般基準が公表せられまゝのことには誠に結構なことと思ひます。併しなから右基準の作成に當つては飽くまで科学的根拠によるべきことは勿論、十分民間人の意見を聴取し、苟くも実情と遊離したものとならないよう、即ち折角の機関が十分活用せられるよう切望する次第であります。鉾煙害賠償に關して争議が生じた際には、通商産業局長に和解の仲介を申立て得る規定が第百二十二條以下に規定されていゝが、これは一応當を得たものと思われまゝ。併しなから当事者が互いに誠意を以て折衝をなし、尚且つ円満解決の方途を見出せない場合において初めて本規定により公正なる第三者の仲介を受けるのでなければその効果は期待できぬのではないかと考えられます。蛇足ではあります。私の経験から申しますと、事が円満に解決するかしんないかは双方の誠意の如何にかかるといふものであり、例えば事業者側においても、實際損害があれば飽くまで良心的に損害額を適正に見積るぐらゐの誠意は必らず

必要であると考えています。

尚御参考までに附言いたしますが、私は直島製鐵所煙害問題に關しては長年被害者側の代表の一員として折衝に當つて來ましたが、最近特に問題が円満に解決して參つております理由として、左の諸点を挙げるべきことができまゝです。先ず第一に会社側の主張、即ち被害者側の心ある人々は尤もなりとして調査方法が基本的には一致するに至つたこととあります。次に、会社側においてははいたすら煙害問題のみに限らず、地元農村の農作の改良向上に資するため、会社の農事試験場において種々研究、実験を行い、新らしい技術の普及に努力する一方、被害者側においても会社側の誠意を認めて相協力した結果、特に米作の増産に寄與するところ大なるものがあり、相互協調の實が挙げたこととあります。更に煙害に對して從來誤まつた觀念を有していた被害者が相當あり、このため農作の改良向上を阻んだのみならず、水田の荒蕪をも招来して、將來を憂慮された際、前述のごとく双方協調することに共に、増産意欲も向上して村内が非常に明朗となり、問題を円滑に解決せんとする機運が盛り上つて來たことであります。

以上種々申述べましたが、要するに本鉾煙法案中の鉾煙賠償に關する規定は、被害者側といたしまして概ね満足し得られるものと存じます。甚だ簡単にございましてこれを以て終ります。

○委員長(深川榮左門君) 石灰石鉾煙協會会長芳賀茂内君。

○公述人(芳賀茂内君) 石灰石鉾煙協會の芳賀でございます。改正鉾煙法に對する意見を申し上げます。改正鉾煙法主として追加鉾煙の面から申したいと存じます。石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土を鉾煙法上の鉾煙に加へることについては、関係業界多年の願ひでありましたところ、政府におかれては四年來の審議を盡された結果、第八国会にこれら追加鉾煙を含む鉾煙法案を提案されましたことは、我々業界の喜びに堪へないところであります。何とぞ国会におかれましては慎重御審議の上、速かに御可決下さいませう。ひとえに御願ひ申し上げます。つきましては業界の意見を申述べまして、御審議の資料に供したいと存じます。その資料としましては、三つございまして、第一には石灰石の重要性、第二は、法定鉾煙追加要望の要点、第三は、鉾煙法案に關する意見、この三つございまして。第一から申上げますと、石灰石は現在では日本の地下資源のうちで最も重要なものの一つでありまして、その埋藏量の多いこと、而も産額の大なること、品質の良好で市場価格の低廉であること、用途が多岐に亘ること、こういうことが特質でございまして、これを例にとりましますと、セメントをはじめカーバイド、化学肥料、石灰、ソーダ灰、硝子、人造纖維の原料として、製鉄用或いは精錬用原料として、又製紙、製糖用中と和剤として、或いは又土建用として広く用いられて、昭和二十四年度において生産量が一千万トンに達し、今後逐年増加の趨勢にあります。戦後我が國が重工業から平和産業に転ずるに及んで、低廉な原料である石灰石はいよいよ

よその用途と使命を増し、從來無機化学の範圍を出なかつたものが化学の進歩につれ、最近有機化学の領域に進出し、その勢いは年を逐うて隆盛になつていゝようなわけでありまして。かくのごとく石灰石は産業上原料として重要であるばかりでなく、製品として、又原石として輸出される量も少くありません。これが第一の資料でございまして。

第二、法定鉾煙追加要望の要点。そのうちの第一、採掘権を確保し、事業の安定を図る必要があります。その理由としましては、みづから所有し、又は賃貸している石灰石鉾床に對し、他人が他種鉾物の試掘権を出願し、ために現に採掘している区域又は予備区域であつても、計画的に苦しみられた事例が從來少なくなつたのであります。事業者の一部ではこれら妨害を防ぐため、自己の鉾床に對し他種鉾物の試掘権を設定し、無駄な費用と労力を拂つていゝものもあるやうな次第であります。

第二、鉾物の掘採又はこれに伴ふ必要な施設のために土地の使用又は収用が許され、事業の安定を図る必要があらまゝ。その理由としましては、從來搬出積出用地、引込線用地、又は索道支柱その他必要施設用地等に不当な對価を要求され、ために事業の遂行が妨げられ、又は既設積出用地の賃貸契約を解除され、事業経営が脅やかされた等の事例が少なくなつたのであります。第三、採石料に關し土地所有者から不当な価格が要求され、事業の安定が脅やかされることを防止し、公正且つ健全なる経営と企業者の安定を図る必要があらまゝ。その理由としましては

は、一、採石料の公正且つ事業の負担限度を超える増額要求が、ここ数年各地に行われ、ために年余に亘つて妥結のつかなく、事例が相当あつたのである。法定鉱物に追加されることにより、第二條に規定してありますように、まだ掘採されてない鉱物について、これを掘採し又は取得する権利の賦與、は國家にあるので、従つて採石料は無償であるべきことが明確化されなければならぬと存するのであります。そうして不当な摩擦を除き、鉱業の育成を図られることを期待するものであります。理由の二、従来から採石料を支拂つておるものについては当然補償をすることは各々ではありません。併しながら経過措置においてその補償額が無制限且つ無期限でなく、適当な基準と年限が定められ、不必要な摩擦を予防されることを期待するものであります。これについては後日施行法の際に申述べることにいたしたいと、意見を留保したいと存じます。

第四、石灰石鉱業に対する税制を明確にし、且つ現在一部において行われておるとき懸念を廃止されて、以て企業の安定を図る必要がある。理由一、現在事業税を課せられ、或いは近い将来これに代る附加価値税が課せられようとしておるが、法定鉱物となれば将来鉱産税を課せられることとなり、鉱業としての税制を明確化されることを期待するものであります。理由の二、現在福岡県、和歌山県及び北海道の一部において石灰石鉱業に対し事業税の外に、トン当り二円乃至十五円の石類税を課せられておるような有様であります。或いは福岡県の一部のごとき鉱産税と同率の石類税を課せられておるところもあります。昭和二十四年秋には東京都の一部町村長會議においてトン当り三四の石類税新設を決議せられたことがありまして、これを従来法の法定鉱物について見ますと、鉱産税が課せられておるが、これと併せ、いわゆる鉱石税のごとき課税はされていなかったものであります。ひとり石灰石鉱業がこの二重課税を課せられておるの甚だ了解に苦しむところでありまして、

以上のような次第で国会において慎重に税制審議が行われても、いわゆる法定外独立税として市町村限りで二重課税的な市町村民税を課せられることは苦痛に堪えないところでありまして、この点から法定鉱物に指定されることにより鉱産税一本とし、税制の公正化を図られることを期待するものであります。

第五、法定鉱物の追加が遅れたために、鉱業者又は土地所有者の既得権が不当に侵害され、思ひぬ混乱を惹き起す虞れがあります。速かな実施を必要といたします。理由、新鉱業法案についてはすでに四年に亘り各方面の意見を聞き、政府で用意されたものでありまして、その内容は広く知られており、その近き実施が期待されておるものであります。が、実施が遅延しておるためにその時期的ズルに乘じ、現に某採掘場においては土地所有者から二十年に亘る賃貸契約を解除し来り、或いは某採掘場に対し既売却者たる農民が農地法により買収運動を起したるがごとき、又は現に掘採中の某事業場が近く契約更改期となるので、爾後の契約に應じない態度を示しているとき、その一例でありまして、いずれも事業者合も予想される。

六、鉱業権による採掘に附随して採取される採石は鉱業権の内容として認めらるることとし、鉱業権と採石権との調整を図る。

以上であります。

○委員長(深川榮左衛門君) 次に日本石材振興会会長上山元市君。

○公述人(上山元市君) 私は石材振興会の会長上山元市でございます。本日ここに公聴会をお開きに当りまして、公述人としてお招きを頂きまして発言の機会をお與え下さいましたことを厚くお礼を申し上げます。先ず以て石材をいま一度見直して頂きたいので冒頭断弁をお許し願いたいと存じます。

およそ天地の間で何が多くの言つても石ぐらゐり多いものはないと思ひます。多ければ平凡であるから人はこれに関心を持たないであらうと思ひます。又およそ石ほど広く科学的にも思想的にも愛蔵されたものは稀であらうと思ひるのでございます。文化の初めは石からであると言つても過言でないと思ひます。古代人からの生活と石との関係、その用途の有様、その日常生活の道具類についてみましても、幾多のものが数えられますがごとく、建碑、造庭についても石に興味を窺見して大自然に付ないで味うなど、日本の文化の理想の一つの到達点でもあつたことと思われまします。又日本の建築で我が國独特な発達と完成をされたもので、江戸城、大阪城、姫路の城、名古屋の城等すべてが大きな石垣が築かれて、豪壯な気分がただようておられます。ただでなく、又攻撃と防禦というだけ表現せられておるのであります。現にエジプトにおけるピラミッドや、ス

フィノクス、更にギリシア建築、北支、又朝鮮慶州の仏國寺などの石造の大美術等は、いずれも千数百年以前のものが残されておる現状であります。又現代建築といひましたも、赤坂離宮、本國會議事堂を初めといたしまして、日本銀行、勸業銀行、明治、第一生命ビルなど、幾多堂々たるものが現存しておるのでございます。かように大は建築資材である石材その他法第二條記載の岩石で化学資源である各種岩石の類に至るまで、ことごとく國家重要な欠くことのできないものでありまして、その使用せられる数量も膨大なものであると同時に、戦災の復興とその体験から見ての防火建築に重きを置くときには、莫大な石材の必要と重要性が認識されることであらうと思ひるのであります。

特に申述べたいことは、道路、港灣の築造、鉄道の改良、耐火耐震建築にはセメント、コンクリートを理想とせられておられますが、その骨材としての石材は又不可欠のものであります。と同時に、そのセメント製造に先刻からもお話を伺ひましたが、青山先生と委員さんの御質疑応答があつた通り、今後一層貴重である石炭を大量に必要とするセメントは、石材の結合材として、又セメントでなければならぬところへ使用して、その貴重な石炭はよろしく化学資材に利用して、そのセメントを使用するところへ地下資源の無盡蔵であり、燃料、電力を要しないので済む石材をふんだんに利用することが國策として極めて重要であると思ひるのであります。

以上申述べましたごとく、重要な使命を持つておる石材の生産業が発達

し、大成し得ないでこのまま推移すれば、熟練技術工を失い、我が国のこの豊富な地下資源である石材の生産が皆無になることが来るのではないかと憂慮に堪えぬものがあるのではないかと。

これについては原因はいろ／＼ありましようが、この石材採掘業に対しては、その権益に關し何ら國家の保護が與えられていないのであります。我が國におきましては、鋳業、砂鋳業を初めとして、農林、水産、その他各種の産業については、いづれもその業法を制定せられ、更に補助金の支出、育成までせられておられるに拘わらず、ひとり重要な石材業に対してはこれがなく、従つて石材の採掘に關する権利が法律上認められず、業者の正当なる權益を擁護すべき途も開かれず、ために往々にして採掘に關し土地所有者は契約期限満了を機会に販賣、又は回収してみずからその経営に當る等のために、採掘、生産業者は漸くにしてその採掘場の開拓せられたものを放棄するの止むなきに至る等、常に不利益な立場に立ち、多大の損害を蒙つたこともしばしばあつたのであります。従つて土地所有者、鋳業者、その他との間に紛議を生じ、而もこれを訴ふるに途なく、常に不利益な立場に立ち、かような実情の下において斯業者の当然の權利が擁護せられないのみならず、企業家が資本を投下せんとする場合にも法律上の保護のないことに不安を感じ、進出を躊躇し、石材業の發展は期し得られないのみならず、むしろ廢退の外はないことを恐るるものであります。この種法令はアメリカを初め諸外國にはすでに特別の法律を制定せられて合理的開發を圖つておられるのみならず、ドイツでは一九三五年から一九三六年に斯業救済、技術向上發展の意味で彼のベルリンのオリンピックのスタジアムのごとき大施設に驚くべき大量の石材を使用して、斯業興隆を圖り、又イタリーでも群小大理石採掘業者を合同せしめて半官半民のものとして、モンテゴチーネにこれを當らしめる等の例もあつたのであります。

ここにおきまして、我が國石材業者のためのみならず、世人をして安んじて資本を投下するを得しめることによつて石材業の振興を促し、敗戦日本の再建途上にある建設工事に要する基礎資材を欲するところに豊富に供給して、我が國復興工事の促進と併せて斯業の振興に寄與せしめることは國策として緊急のことと思われるのであります。

今、石材採掘業の現状を申上げてみますれば、全國の業者数は法人で三百七十社、個人経営で二千六百三十人、計三千、従業員技術士が二万七千三百人から三万二千人を往復しております。平均年齢が四十六歳、輸送、廃土その他の従業員を入ると、約五万人以上であります。最近三ヶ年間の需要量は、昭和二十一年進駐軍が百二十九万八千九百五十五トン、官民百三十八万五千五百五十二トン、計二百六十八万四千五十二トン、當時價格も安うございました。約三億四、推定が三億四でありました。二十二年には五百六十六万六千六百七十七トン、金額にしまして、十億九千八百九十五万二千九百九十七円、二十三年は六百六十万五千三百五十八トン、金額にして、三十四億六千二百二十万七千五百九十二円、二十四年は、五百四十五万一千五百四十トン、金額に

して二十八億六千四百七十六万七千四百二十四円でありました。以上の現状でありまして、港灣、河川、道路、觀光施設建築の増大を要するために需用も又恐ろしく激増の傾向にあるのであります。特に目下關西方面では台風災害復旧に間に合わないで困つておる現状であります。この業の健全な發展を念願するために、法律の制定方の熱望、企図、発意、請願いたしましたのは、遠く大正九年十二月から大正十年一月でありまして、香川県の知事佐竹義父氏へ要請いたしました。石材事業調査費として香川県では予算の計上を見たのであります。更に昭和十一年香川県石材組合で建議、請願、決議をいたして県參事會議員大森康守氏を通じて請願いたしました。昭和十八年六月全國的運動を起すために上野精養軒において全國連合會を結成いたしましたその運動を起すこといたしました。

昭和二十一年業界で実行委員會結成と同時に運動を開始いたしました。漸くにして石材の重要性を認められ、政府商工省の指導に入り、漸次業態の認識を得ることとなりました。今日に至るまで異状な發達を來たし、業者又訓練が積まれつつ業態も面目を新たにすると共に、重要性を認識せられることになりましたのでございます。爾來總理大臣、參事兩院議長、所管大臣、關係官庁へ請願、陳情二十數回、この間進駐軍天然資源局にも數回陳情いたしました。又現場、採掘場を關係當局に御視察、実情調査を願つたことも十數ヶ所でございます。

以上申述べましたごとく、採掘法の制定が緊急事であることを幸いに政府當局でもお認めになりました。前々議會及び前議會に提案されました、その内容も極めて実情に適した法律でありました。全面的に至極結構であると存じます。先刻我が國の法律の最高權威者であられます我妻先生と青山先生の全面的御賛成の御高説もありました。それが目下終審議中で、先般酷暑の最中にも拘わらず親しく參議院の通産委員各位の實情御視察を賜つて、いよいよその制定發布を見るのも間もないことと拜承いたし、邦家のため喜びに耐えんのであります。どうか御審議の上本議會を通過せしめられまして、發布せられますようひたすらお願い申し上げます。

最後に申添えて置きたいこと、お願いいたしたいことを二、三申上げたいと存じます。土地所有者は本法が制定せられますと、農地法のごとく解して不利であるがごとく申されることを聞きますが、石山のあるところは殆んど荒蕪地でありまして、石を採掘することによつて荒地が畑となり、立木が客土の關係が却つて木が繁茂し、養育がよくなるのであります。又採石権の設定により地価が高騰を見るのであります。従つて双方惠まれることになるのであります。又仄聞いたしますに、この法律の執行事務を地方庁へ委譲せらるるとかの意見もある由であります。が、鋳業者とも密接な關係もございします。その鋳業法の執行に當られれば當局の御監督を受けることが極めて便利であると共に、この法律制定の事情と斯業に理解のある本省の一貫した指導を受けることが望ましいのであります。従つて地方委譲は反対であります。

○委員長(深川榮左衛門君) 秩父市武甲森林組合加藤吉兵衛君。○公述人(加藤吉兵衛君) 私は本邦屈指の石灰石の山塊たる秩父武甲山麓にある森林組合連合會を代表して出席いたしますのであります。戦後我が國の貧弱なる經濟面からして、國家再建を圖るには埋没している資源を十分に活用することが目下の急務であり、又我々としてもこれが採掘には何ら反對するものではございませぬが、併し石灰石は御承知の通り地表に露頭しているものでありまして、他の鉱物と全然その趣きを異にしてゐるものであります。従つてこの石灰石を他の鉱物と同一視することは極めて不合理であると考えらるものであります。即ち現在の石灰石の採掘方法を以てしては他の鉱物のごとく坑道掘鑿にあらずるいはゆる露大掘りでありまして、故に、表面から全面的に採掘をしておるのであります。従つてその上にある樹木は全部取去られてしまふのであります。曾て数年前森林業者は農地調整法と同様の法律が施行せられるのではなかつたかと懸念されまして、全く造林意欲は極度に減退いたしました。その結果は伐採する一方で造林は全然放棄してしまつたのであります。故に全國の山林はことごとく空坊主になつてしまひました。それがため各地に例年大洪水を來たして、その被害は実に戦慄すべ

す。鋳業権と重複あるときを慮り、調整規定を設けて頂きたいのであります。第八條の原状回復は止むを得ないが、不可能と不必要の場合もありませんので、金銭賠償にして表現を適當な文字にして頂きたいのであります。以上でございます。

き状態にあつたのであります。最近漸く政府が治山治水の政策に意を用いると同時に、明らかに山林の個人所有権を尊重して緑化運動を盛んに喧伝し、森林業者も又これに呼応して、水を治めるには山を治むべしという意欲に燃え立つて、造林も又その緒に着いたのであります。その矢先にこの鉱業法が設立されるに及んでは再び造林意欲が抹殺されるのではないかと深く憂慮されるものであります。尙参考に申上げますが、石灰石のある地帯は造林には極めて好適であります。委員各位におかれましては、この意味を十分に御察察の上、新鉱業法の審議に当られるに際しては、左の諸点について公正なる法律を制定せられることを切望するものであります。

一、石灰石等は概ね地表に露頭しておる關係上、他の埋藏鉱物と本質的に異つて、探掘によつて土地の原形は逐次消滅して財産の価値がこれに附随して消滅してしまふ。

二、石灰石、苦灰石は官有財産の処分法においても土石を以て一種の産物と認め、既定鉱物と異なり地表より順次探掘するものであります。故に、社会的慣習によつて量又は年契約で物件としてこれに對価を支拂つておりました。この對価の支拂いによつて事業家の事業経営に寸毫も痛痒を感じていないといふことを私は確信しております。

三、本法案の中に石灰石等を挿入した趣旨を案じますに、事業家が一、二の所有者の補償料の改訂條件を誇大に喧伝した結果と考へるのであります。曰く、絶えず不当なる石灰石所有者の原石の値上げによつて事業家の経営

が不安定であると申します。果してこの事実が不当でありますかどうかは別に後申上げます。尙、事業経営云々といふことは、去月の二十六日に衆議院の通産委員会に提出せられた石灰灰鉱業協会の提意見書によります。

結論といたしまして、本法施行令第十三條に、これに對する相當の補償をするといふことが明記してあります。これは鉱業法に指定された全鉱物に全部同じに施行されるものと解されますが、石灰石、苦灰石に限り既存契約を尊重して時期に適した代価の調整をするため左の條項を第二項として加えて頂きたいのであります。石灰石、苦灰石は施行令第五條若しくは第六條に該當するものの既存契約は本條の第一項の規定に拘らず土地所有者と協議の上永続的に補償の義務を負ふものとするように挿入して頂きたいと思ひます。

尙、先程申上げました石灰石の代金が非常に不当であるという事例について、ここに表がありますがそれを讀上げます。私の近隣の森林組合で契約しておる事例を一つ申上げます。昭和九年を基準にいたしまして以下申上げます。昭和九年にセメントのトン当りの市価は二十四であります。そのときの原石の契約代金は六錢、それから昭和二十年にセメント代が百五十圓いたしましたときに原石代は九錢、ずつと飛びまして二十四年、昨年度に至りましてはセメント代は五千圓、原石代は僅か一圓四十錢、昭和九年のセメント代と原石代を一といたしますと、二十四年にはセメント代が五千圓でありますから二百五十倍、原石代は當時六錢でありまして現在一圓四十錢であります。

すから二十三倍三、こういう大きな開きがあるものであります。以上を以てまして原石代が不当に高いといふようなことは寸毫もないといふことを申上げまして私の公述を終りたいと思ひます。

○委員長(深川榮左門君) 鉱山調査業大島憲君。

○公述人(大島憲君) 私は今度この鉱業法ができますにつぎまして大賛成でございます。ただこのうちの中に是非地方におります方々のために露頭を發見した場合にこれを出願させるといふ一項を入れて頂きたい。これは地方の山々におります方々が方々歩いていろいろな露頭を探しても試掘権に抑えられて自分達は何らの恩恵に浴さない、これは誠に氣の毒なことだと思ひます。これは特に營林署關係の方々、それから樵夫、こういう方がこういう鉱業の大体試掘の本体であります。鉱業が發達するといふことは結局露頭の位置を的確に確認させるといふことになりすが、地方の不幸な方々が是非恵まれるように今次の鉱業法で改正いたして頂きたいといふことを念願いたしております。

それからもう一つは、試掘権の二年が短いとか長いとかちよつとお話がありました。これは二年が適當と思ひます。それで新陳代謝を圖る、それに金を持つておる人達は或いは不賛成を唱へるでしょう。併し私はそれが適當ではないかと思はれるのであります。その理由といたしましては、今まではいい加減なことを書いておられ、これで延期をすればいくらでも延期はできる、こういう甘い考えでこの試掘権を扱つておりました。この試掘権

が鉱業法の一先祖でありますから、この試掘権をはつきりと認識させることがなければならぬ。な片手落ちが沢山出て来ることを私は見ております。それで今後試掘権を二年とし又それを延長するならば、必ず常時五人ぐらゐな人間を使つて一ヶ年間は確かにやつたと、そういたしますと二百圓ぐらゐが給料といたしまして約三十萬圓ぐらゐの金は使わなければ鉱業を営むことはできないといふことになりすが、それはできないといふことがなければこの試掘権は持つていられないのですから、そういう方々の方々のためには継続してもよいが、ただ試掘権を持つてこれを金を拂わないで金とりといふたような形の甘い考え方で試掘権を持たせることは今度の改正ではこの二ヶ年として断行して頂きたい、こう私たちは考えます。それはこの試掘権をそういうような立場で見ますと、露頭の方の關係は今までは試掘権を取るときには露頭の位置を入れても入れないでもただ手続さえすれば試掘権が取れたのです。又書けとは言つてゐるけれども、實際のところただ五萬分の地図を伸ばして、そうしてそこへ持つて来ていい加減なところへいい加減なものを入れてやつておりましたが、今度このういふふうな鉱業法が改正されるならば、分析表と鉱物を取つた位置といふものを明確にしてやらなければいけないのじやないかと思ひるのであります。そうして若しその鉱物がなければ、位置がはつきりしないならばそれは試掘権は與へない。こういうことをこの鉱業法によつて規定して頂きたいと思ひます。それには行つて見なければ鉱山の仕事は分らないのですか

ら、行つて見るということに對しましては、今度は鉱山監督局の役人の方に必ず試掘権を許可するときは出張をして貰う。若し政府に予算がないならばこれは確實に自分たちが出張をして委託を申請しまして、そうして案内をしてその許可を促進して頂こう。但しこの場合に今までは半年も一年も一年半もこの試掘権が下りないから、これはそういうふうな的確になりましたならば約三ヶ月ぐらゐのうちに必ず試掘権が許可されるように、こういうたような建前からこの試掘権を非常に大事に扱つて頂く。その大事に扱う試掘権が出て来る基は露頭の位置でありますから、これは東京の真中において金を持つた人はいろいろな手段を使ひますが、實際は山の中で奥地で働いてゐる人が見付けて来てそれを皆提供して來てゐるのでありますから、それを提供する人に対しては小さな範圍で何らかの方法を以て出願権を認めてやる。それは試掘権が許可になるときは或いは金銭を以てこれを替へてやる、或いは皆に均等させる、こういうふうな私は考えでおります。これは營林署の役人の方は木を一本々々缺むのですから山のどんな奥にも入る、又岩石の沢山壞れてゐるような所へ行つてちよつと拾つて来るから露頭の位置は五萬分の地図にちやんと入るのであります。そういう方々は常に機会があるものでありますから、そういう方々に與へたならば露頭の位置もはつきりと早く、又監督署の役人のひととそれに續いて露頭を調査し、そうして若し費用がないならば直ぐ出願者の方で費用を出してでもこれを許可を早く與へるといふことにいたしましたなら、この試

掘権の仕事が早くになりますから、鉱物の増産その他いろいろな場面が非常に助かることが多いのではないかと思います。

それからこの試掘権、採掘権の中に異種鉱物というのがあります。この石炭の中から天然ガスが出る、或いは硫黄の山から金が出たり、或いは亜炭が出たりする。こういうようなことが随分行われております。同じ面積で同じ位置でその中に金、銀があり、硫黄あり、石炭がある。或いはそういう馬鹿なことがあるかどうか、實際問題としてはたゞ果ではどうにもならない。こういうふうなことが随分行われておるようでありまして、こういうふうなことは今のうちに鉱石の露頭を採り、分析をしてそうして拾つて行つたならば、こういう異種鉱物なんという問題は少なくなるのではないかと。但し石炭のごとくに石炭の鉱区の中に天然ガスが出る場合には、異種鉱物です。からこういうことが行われましよう。

併し石炭と硫黄と金、銀とが一緒に約一万町歩程度の中に共存するかどうかということは、相当考えなければならぬ問題じゃないかと思つてあります。が、そういうことがたくさんございまして、私はこの異種鉱物に對しましては、とにかく露頭をはつきりと図面の中に表わすということが一番大切なことじゃないかと思つてあります。

それから大体この鉱業法、採石法ができますことは大要結構だと思つてあります。内容は先程もちよつと反対な方もあるようだけれども、あれはやはりいろ／＼なことに知られておるお考えだろ／＼と私は考へて聞いておりました。が、例えば租鉱権とか或いは鉱害とい

うような問題でも、結局自分達が仕事をしない、そうして責任を逃がれて、というふうな考へのように私は聞いております。それは大体が自分が鉱区を持つておる斤先掘をさせるのですから、責任は自分が持たなければならぬのが本當だと私は思ふのですが、それは仕事をやる方が持つのだ、それでは頭をはねてやつておる仕事にはならないやないか、こういうふうに私は考へております。これは自分は余りこ

ういうところでは申上げたくないのであります。が、そういうことは自己の田に水を引くように考へてゐるのじやないか。

それから鉱害問題でも、例えば先程どなたがおつしやいました。が、金銭がいろいろではないか、こういうお話がいろいろありますが、金銭なんというものは、実際の例えは亜炭山など畑の下を二十尺も三十尺も掘つて、十年もすれば落つちろつちろつちろつちろきりしておるものをそのままで行つてしまふ。そういうふうなことは結局充填をすれば何でもないことなのです。或る一定の費用を與えないで、そういう充填の作業をしろなんということは、とんでもないことである、今の経済に間に合わないじやないか、こういうことを言われまじければ、これは保安上の問題からいつたら重大な問題です。だから今畑の下を掘り、田の下を掘つてした場合はそういうことが言えますが、山の中の場合は掘りつ放しです。から、利益を返せと言つたつて返す人はありはしない。これは言うべ

くして行われたいことではないか、私はこれをたゞ金銭に代えるというところは、結局お互いが話合によつてうまく

片付くことで、お役所の方で鉱業法を編んだ精神は、これは金銭を言わない方がいいのじやないか。金銭は結局どうせ金銭になるでしょう。ただ實際山地はいくらでも、畑、田園では實際何らかの方法を用いてやらなくとも、その土地が使えるようになるというところが今往々にしてあります。これは今の鉱業法では私反對をいたしませんでむしろ金銭といふことの方を反對をいたします。

こういうことも一つ、この鉱業法ができた、鉱物の種類とか、それから採石法ができた、岩石の種類、この中で特に同じ岩石の中でも非常に金になるものがあるといふたようなものがある。現在の科学、将来又進んで行く科学には起り得るのです。例えば原子力の問題などが起きます。その鉱石には必ずしも何十萬円といふようなものになりません。これは岩石で掘り、鉱物で掘りといふたときに、二つのこの法案は、ちよつと鉱石の種類がどういふふうに入るかといふことに迷う問題が起るのじやないかと思つております。これはこの際科学が進歩する日本でありまして、入れて置かなければならぬといふことを提唱したいと思つております。大体私はこれだけで以て話を終ります。

○委員長(深川榮左衛門君) 以上で公述は全部終了いたしました。議員の方の御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

○小松正雄君 花岡組合長さんにお尋ね申したいと思つてます。尙御説明をお願い申上げたいのです。私は福岡県の選出であります。お聞きの通りに私共の県内には相當のこの鉱業法案に對しま

するところの鉱害という点に對しましては大きな関心を以てここに代表的に参られて、本日も少くない鉱害といふ問題につきまして八幡市長さんなり或いは組合代表である方から申されておりましたことであるので、私が申上げるまでもなくよく御了承と思つてますが、花岡組合長さんは鉱害は金銭賠償によつてなすべきだ、こうおつしやられたので、この点に對しまして同じ鉱業法案が設定されるのに當りまして、鉱害に對して花岡さんに限つて金銭賠償を指定することが妥當だとおつしやられたことと同時に、私共の県からおいでになつておる方々の申されておることは、現地について原状回復することが妥當だところ申されておるので、委員としてどちらを認めるか、かように考へます。お尋ね申上げたいことは、鉱害の種類がどういふ点にありまするか、或いは又被害の面積等はどんなにあられるかといふことをお尋ねしたいと思つてます。

○公述人(花岡治君) 御説明申上げました。私のところは場合は先刻申上げましたように精錬の場合でありまして、非常にその鉱害といふものが認め得難いのでございます。従つて煙の害といふ方の面が非常に多いわけなのであります。なお且つ農作物或いは草木といふふうなことにあつて、その農作物、草木といふものは立毛に現われて来るというふうなことを種々考へております。故に先刻申上げましたように、鉱害といふよりか煙害といふ方面が多い關係上、そのつどそういうことについて双方誠意を以て話合をすれば結局円満に治まつて行くといふふうに考へております。

なお金銭の補償といふことを申上げたのは、決して原状回復を無視した話ではございません。原状回復をするにしても必ず附帶するものは金銭である。こういうことを考へて金銭で解決付けたい、こういうふうな申上げた次第であります。

○小松正雄君 只今のお説を拜聴いたしましたので了承するところもありますが、願わくば只今申されますところによりますと、精錬による少くとも鉱害とはいふのが煙害だと言いたいといふようなお説でございます。煙害といふことにこの鉱害といふ点を煙害といふことに直し願へれば幸いだと私は考へるものであります。

○公述人(花岡治君) 煙害といふだけには私の方では申上げかねます。それは鉱害といふものも技術面或いは科学的に調べたらあるかも知らん。併しその鉱害であつても、結局原状に復するものは必ず金銭でなければならぬ、こういうことを考へております。から、私の場合はこれは金銭でその賠償をすればいい、こういうふうな考へております。

○吉田法晴君 栗田さんにお尋ねをいたしたいと思つてますが、私共先国会に出しました原案と、それから多少のいきさつしか今まで資料を貰つておりませんので、今までのいきさつというものが分りません。追つて政府の方から詳しく承わりたいと思つております。今日も青山、我妻両先生からも述べられたのであります。が、鉱業法案改正に参加せられました一人として、特に被害者を代表された栗田さんとして、今後あなたの関知せられました鉱業法案改正の途中における鉱害賠償の原状回復主

の考え方が大変違つておることを常に遺憾としております。それで過去において行われた金銭賠償なり、打切り補償といふものは、それらのものは放任されておりましたけれども、一応打切り補償といふのは相当行われております。その行われた動機は二つあると思つて、一つは被害者自身がどうぞこの土地は、この家は被害にかつたが、金で一つ買取つて貰いたいといふように申向けるものが一つござります。一つは炭鉱経営の実態からして年々賠償をやるということになれば、到底将来の経営が成立たないといふことで、被害者自身が多少これは言い過ぎかも知れませんが、威嚇されて、このくらの金で承知しないといふと年々賠償は来ないぞといふようなことから、止むを得ずやらせられておる面があるわけでありまして、そういうことになりまして、いすれにしましても、要するに被害者自体から言つた場合には、自分の私経済の關係から申向けたので、現状回復といふような本當のことをやらない結果、非常にこれは金を貰いながらその實際をやつていないから、これは耕地のごときは特に附近が迷惑するわけでございます。又金銭賠償で先程申しましたように、この程度で承知せよといふようなことで受けましたところによりましては、まあしようと思つても自発的に自分がかうけたものでないから、私共承知しておる範圍では家屋のごときは金を貰つたからしようと思つておつたところが、御承知のように農家のごときは建築をします時期がございまして、田植とか稲刈時期には建築をすることができない。従つて春先や秋の暇のあるときに家の復旧をしなければならぬといふようなことで、置いておつたものがだん／＼金がなくなるとか、或いは経済情勢によつて當時貰つた金では到底復旧のできないといふようなことになりまして、それが放置されて参りまして、結果においてはそこに非常に悲惨な犠牲が出るか、若しくは折角炭鉱が出した金が死にもなるというところで困つております。それから何か被害者が金を貰つてぶら／＼してゐるというところは、大分東京で流行してゐる言葉のように考えます。私は最も遺憾と考へます。今農林省をやめられております田辺農地部長が私共に対して、お前らそやう騒ぎ廻るよりむしろ補償金貰つた方がいじやないか、こゝういふことをおつしやつたことがある。私は非常に猛烈に食ひ下りました。それは昔は地主といふものがございまして、要するに農地改革によつて全国的では一応一町歩の保有で、福岡県では八反、農業被害の多い、私の村のごときは七反の保有面積しか認められておりません。現在の農地はあらゆる農耕者に分散している。それが昔の何十町歩も持つておつた時代の補償そのものが現行に行われておつて、被害者は大きな金を貰つてぶら／＼してゐるというやうなことをこともあろうに、農地部長がそういう言葉を言われる。まして私はこの農地に余り關係のない通産省の要するに役人の方々が言われることは無理からんと考へております。これは農地改革のない昔の夢であつて、いわゆるポツダム宣言によつて占領政策によつて農業政策は変革してゐる、それに拘わらず、そういうことを行へといつて実行することを命じたところの役人が、

まだ昔の姿のままにあるという考え方、これは私は非常に勉強が足らぬと思ふ。そういうものは決してありません。どうぞそゝういふ実情の下に私は御審議をお願いしたい。

○吉田法晴君 もう一つお尋ねいたします。実はこれは高木さんのおられるところでお聞きした方がいゝのです。が、いらつしやいませんか、実情だけを栗田さんにお尋ねするのであります。特別鉱害といふ問題が起ります。前の話、いわゆる従来の金銭賠償主義の下においても、或る程度原状回復がなされて来た。これは法律の点とはにかくと、最近の情勢からしますならば、従来の法の枠の中でも多少、私はどの程度といふ点をお尋ねするわけでありまして、若千原状回復が行われて来たことと信じております。その実際の模様について概括的によろしくございまして、お話を承りたいと思ひます。

○公述人(栗田数雄君) 私公述の冒頭において申し上げましたように、公共土木に關しまする河川の堤防或いは道路といふやうなものは、これは完全に戦前では復旧がなされております。それから家屋のごときは特別経営の悪いといひますか、鉱業権者が無茶をやる、まあ小さい鉱業権者、そゝういふ人が乱暴に放つたらかされたものが極く僅かな面にあつたと思ひますけれども、大体において大きい資本家であつておられますものは、家屋等も完全に私復旧して頂いておると思ひます。差支えない。農耕地におきまして、だんだん採掘をして鉱害が及んでゐるところは、いわゆる鉱害がだん／＼と起つてゐるところの復旧はなされております。

せん。併しながら一応この線で安定したといふものに対しては、千百三十四町歩は福岡県においてやつております。戦争がなかつたならば、私共としましては相当量の復旧をやつておられる。それで問題は以前の鉱業法が金銭賠償であつて被害者が何も文句がないやないか。それを今度こう改められる際に、何で被害者がやましく言わなければならぬか、こゝういふふうな議論が私共被害者仲間でも起るのであります。それは御承知のように過去ではさういふふうな金銭賠償の方でやつたけれども、實際においては原形復旧がなされておつた。又鉱山業者が探鉱を開始される際には、あなた達百姓には決して迷惑かけぬぞといふことを不文律ながら、いわゆる契約してゐる。紳士條約ができております。それで迷惑はかけない。又迷惑をかけて頂いておりません。そゝういふことで安心しておりましたけれども、これ又公述いたしましたように、財閥が解体になりました。石炭業が石炭業として立つて行かない、而も北海道や常磐のように、いわゆる鉱害のないところに対して、鉱害のある鉱山は経営に非常なハンデイキヤツプが付いて参りました。困難であるといふことになりましたから、これは将来は到底こゝういふ大きな鉱害は復旧し得ないといふことをはつきり申されておる鉱山がございますので、私共としては今回の法令の改正に當つて、やつきとなつて、こゝういふやうに多数の今日も傍聴者が見えております。市町村長始め被害者は皆様方にお願ひをしておるのでございます。その点私は過去においては、全体の数から言へば原形復旧が全部なされておつた

と申しても過言ではない、かように信じております。

○小松正雄君 一言付け足しまして、栗田さんにお聞き申上げたと思ふのであります。しば／＼今申されまして中にありましたように、少くとも鉱害を受けておるところが、大資本家のなされておる鉱区内でありますならば、ともかくであります。福岡県下でも相当租賦権が認められて、この採掘に当られ、且つ又中小炭鉱であります。小資本によつて経営をなされておる炭鉱も相当あるものであります。この炭鉱権内の中で被害を受けておるものも相当あると思ひます。さつきも申されたように、その間まだそゝういつた被害を受けておりながら、鉱害の賠償その他が解決していない部分があるといふ御説のように、私はここでこの法案を成立いたしますために危惧することとは、中小炭鉱のその圍内にある炭鉱が、果して幾年か先、例えばその炭区内を採掘してしまつた、そゝうしてその幾年か先炭害が発生した。炭害が発生したときに、その炭業権者に代弁を迫らんといたした際に、さてそのときはすでに時遅く、その炭業権者は破産、倒産をしてしまつたといふことに相成るときには、その中小炭鉱の被害に会つたそゝういつた農民或いは住民各位の御迷惑をここに想像いたしまするときに、少くともそゝういふ見地から、そゝう中小炭鉱のその炭区内で被害の起つた場合に対します補償制度と申しまするか、そゝういつた点を強く皆さんから政府に要望をして置く必要がありはせんかといふことを、福岡県の私として附言申上げる次第であります。

○公述人(栗田数雄君) 私の先程の説

明が足りなかつたので、更に申上げますが、私はこの中小鉄業の被害が非常に多いと申しておりましたのは、戦争前の昭和十七年前のことを申上げたのでございまして、戦争の始まりまして後には、この中小鉄業によつての被害が非常に多量に増加してございまして、特にこれは戦争中なり、戦争後におきまして、いわゆるその筋から日本再建のために石炭を掘れと言つて、臨時の汽車を仕立てて、増産命令ではございせんけれども、生産奨励をなされた。いわゆる戦後においても非常な強硬な増産奨励があつた。その際には、労働問題等もありまして、

大きい炭鉱よりも私は中小炭鉱の技術の優れたといひますか、特別の出炭場所の方がパーセンテージが上つてゐるというふうなことを、私は素人でもございしますが、そういうことを聞いております。そういうことから先細といひます。申小炭鉱に期待を持たれたといふことで、増産はできましたが、その結果として非常な被害を受けております。御質問の通りに、私の都で申しますならば、木屋瀬町とか、西川村といふのは、一村に三十乃至七十の炭坑木がある、而もそれらの町村は膨大な被害を受けながら、復興では資力がな

いために殆んど復旧は勿論のこと、賠償も行われておらないという悲惨な状態が事起つております。それで私共としましては、先程申しますように、私の説明が昭和十七年前のことを申上げて甚だ遺憾でございましたが、私共としては、その後にも今申しますような理由で、非常な被害者が炭炭の苦しみをしております。これは前に申しましたように、これを認可し、許可

し、奨励されたところの私は政府がそれらの面については、これは弁償、補助、補助でなくして私は当然それらの救済の施策をとつて貰わなければ相成らぬといふことを、強くお願いする次第でございまして。

○山川良一君 大変遅くまでお待ち願つて恐縮でございまして、八幡市長さんちよつと……。先程市町村を代表してと仰せになりましたが、それは代表意見として承つてよろしうございまして、或いは市町村の中にお話のような御意見があるという意味で承つてよろしうございまして、八幡市長さん……。

○公述人(守田達隆君) 別に市長会或いは町村会で話合つたわけではございません。ただこちらの方で御招集を受けましたときに、市町村側の被害者を代表してといふことを言われましたので、そういうことでお届けになつております。申上げましたのでございまして、決議によつたわけでも何でもございませ

と、現在のまあるい法律でございしますが、鉄業法によりますその被害者の救済ですが、それ程不徹底なものは今日までないといふことは考へております。先程からたびたびお話をございまして、これは戦時中の、あつた増産に次ぐに増産を以てするといふような事情の影響では無論あると思ひますけれども、もうよく御承知の通り、福岡県におけるこの被害者の状況は実に悲惨であります。で本日こちらでお話のいろいろございしましたが、大学の先生方の批評を申上げるのじやございせんけれども、先程西田委員からお尋ねにしばしばなりましたように、現実の問題として非常に、これは市町村の公共団体そのものもあり申しますし、又農村などの個人などから申しましても、又他の企業家から申しましても、非常に困つた問題であります。而も法律はございすけれども、絶えずその保護につきましては、

さつきもお話のございましたが、一つのアッサンブションを設けて、鉄業法はこれでよろう。あと足りないところは国で補償したらよろうといふようなお話がございました。これは非常に重大な仮定でございまして、それならばあの法を立案をなさいました国の当局としては、果してどの程度まで鉄業家の足りないところをカバーしてやるつもりで御立案になつたかといふことをお尋ねしたい。私共としては、苦しい鉄業家から是非償かなければならぬといふことはございせんので、国家からそれをカバーして頂き

ますれば、お互いにはどうか出しまして、とにかく現状を救つて貰へば善支えないのであります。とにかくそう

いう重大なアッサンブションがそこで殆んど確実なことが聞けないといふようなことにつきまして、これは以前の鉄業法と同じように、やはりそういう点にたくさん未解決の問題が残つておるといふような感じがいたすのであります。それからこれは又事情を申上げて甚だ失礼でございしますが、先程の或る公述の方の御意見では、鉄業の生ずるようなところに建物を建てるやつがいけないといふような話を承りました。立場が違へばどうまで違ふかなと、私は非常に痛感したのであります。都市の重要なこれは土地であります。そこに建物を建てるのに、それは鉄業権は無効設定されてはございすけれども、それを利用するほうが開通つておるのだといふようなお話であつたようでありまして、今日の民主的な時代から申しますならば、今日の民主的な時代から、こういう考へ方の法律は一つもない……ほかにはないと私どもは考へる。鉄業の重要であるといふことは先程私の公述でも申しましたが、それはよく承知しております。併しその上におります被害者の上も併せて考へるのが民主的な法律ではないか。あつた話の堂々とされました、又先程申しましたような重要なアッサンブションが、仮定がございまして、そういうこととでそのまゝ過ぎるようなことは、我々としては忍びない。そういう意味で申上げたのであります。当初に公述いたしました通りに、相当進んだ法案であるといふことは承知して置きますが、併しなお足りない点は今申上げるような点であります。よろしくどうぞ

○山川良一君 もう一言、それは大体分りましたが、只今地上の建造物のことを……そのことを公述された側も、ただ鉄業家の都合のいいようにしろといふようではなかつたように聞いておりますが、そこで先程のお話の中に、八幡市の水の関係でも困るので、その分の採掘を止めるような措置ができるようなことをまあ希望されたようでありまして、私は、御関係の所の鉄区ですと、その生産が減ること、或いは止まることが直接八幡の製鉄所ばかりでなしに、日本の製鉄に非常な影響が及ぶので、その影響の及ぶ製鉄所が八幡市の中にあるのに、その生産を抑えるような措置を持つて行かれたといふので、多少疑問を持つたのであります。只今のお話で大体分りましたけれども、まあ国家等の応援を得てやろうにも、そう急速に解決ができな

いとなれば、八幡としても困るけれども、一応採掘を止めるより外ないのだといふような御結論で、そういうお考へが、如何でございしますか。その点。

○公述人(守田達隆君) 瀬板貯水池の問題についてお話でございましたが、お話の通りに、あの区域は優良なガス用炭の区域であります。このガス用炭は八幡製鉄所は大量に必要をいたします。で、お話のようにならば区域も多少影響するわけでありまして、併しそれを掘鑿いたしましたして、八幡製鉄所にそれを供給いたしますその区域の下だけの問題であります。それがガスを供給することと、外国からそのガス用炭が入がでぬことでもないといふことは承知しております。そういうふうなことから考へ併せて、いづれが重大である

と、現在のまあるい法律でございしますが、鉄業法によりますその被害者の救済ですが、それ程不徹底なものは今日までないといふことは考へております。先程からたびたびお話をございまして、これは戦時中の、あつた増産に次ぐに増産を以てするといふような事情の影響では無論あると思ひますけれども、もうよく御承知の通り、福岡県におけるこの被害者の状況は実に悲惨であります。で本日こちらでお話のいろいろございしましたが、大学の先生方の批評を申上げるのじやございせんけれども、先程西田委員からお尋ねにしばしばなりましたように、現実の問題として非常に、これは市町村の公共団体そのものもあり申しますし、又農村などの個人などから申しましても、又他の企業家から申しましても、非常に困つた問題であります。而も法律はございすけれども、絶えずその保護につきましては、

さつきもお話のございましたが、一つのアッサンブションを設けて、鉄業法はこれでよろう。あと足りないところは国で補償したらよろうといふようなお話がございました。これは非常に重大な仮定でございまして、それならばあの法を立案をなさいました国の当局としては、果してどの程度まで鉄業家の足りないところをカバーしてやるつもりで御立案になつたかといふことをお尋ねしたい。私共としては、苦しい鉄業家から是非償かなければならぬといふことはございせんので、国家からそれをカバーして頂き

かというようなことをいへば、検討されておるのであります。御承知の通り、今鉱害などの程度起るかというところにつきまして、技術の調査団ができておりました、最近にその結論が大体出るようになっておるようでありまして、そういうことにつきまして、いろいろ結論が出ますれば、或いは通産局長などからお話があるのじやないかと、思っておりますけれども、そんなことでまだ解決をいたしておりません。私共としては必ずしもそこで貯めなけりやならんというのを申上げておりました。申し、続行してよろしいということも言つてもいいのです。ただ私共がはつきり言えることは、北九州は御承知の人口七十一万ございしますが、その七十一万の五市の鉱業都市の中で一番今不自由をしておられるのは水であります。水は外国から輸入ができませんので、これは一番不自由をしておられます。二十年間東或いは市でいろいろ調査の費用を設けて、あちこち調査いたしましたけれども、結局遠賀川の水系からとると以外に望みがないのであります。その遠賀川が旱魃のときになりますと、役に立ちません。ダムサイトが必要になります。そうすると、ダムサイトが必要になるのである。これに対して、ダムサイトがない。それに対して、絶対必要な所である。このことは言える。ただそれと先程お話をいたしましたガス用炭との問題がどういふ関係になりますか。そういうことにつきまして、私共としては、何とも結論を得ていないわけでありまして、これは私の所轄内にあります。

で、私共も非常に頭を悩ましておることで、どういふことでこの処置をしよかと心配をしておるわけでありまして、大体そういう実情にございします。○山川良一君 最後にも一言。今のガス用炭が外国からいつても必要なだけ入つて来るという前提に立たれることは、少し私は賛成できかねるのでございします。現在がすでにそれでございします。でございします。私は更に技術的の解決方を更に御研究下さいますように、これはお願い申上げて置きます。私共及ばずながらできるだけのことはいたします。

○西田隆男君 栗田さんに一言お尋ねいたします。あなたのさつきの御答弁を聞いておきますと、昭和十七年頃までは大体に金銭賠償の下で完全に現状回復はできた。併し終戦後は経済界の変動と、もう一つは財閥の解体によつて、炭鉱企業者の資本力が非常に薄弱になつたので不安心だと、こういう御意見の開陳が吉田君の御質問に對してありました。小松君の質問に對しては、あなたは國家が當然補償すべきだと、こういう御答弁がございましたが、どちらのほうが大體あなたの本當の御意見であるのか、仮に財閥解体後の炭鉱企業資本家の資本が、非常に薄弱になつたために不安心だということとが、若しあなたの御意見であるならば、今度の鉱業法案の中に盛り込んでおられます供託金の制度、あの金額を増すことによつても、あなたの御意見に對する御不安は或る程度解消されるかと私考えます。それから小松君への御答弁に對する考へ方が、あなたの本當の考へ方であるとするならば、この法案の中に國家補償による損害の

賠償というものの規定を挿入するか、若しくは特別法を作ることによつて、そういう意味のことを充足する以外に方法はないと考へますので、この二つの御意見を承りましたので、どちらが福岡代表としての御意見であるか、もう一度お答えを願ひます。

○公述人(栗田数雄君) 私は先程から申しましたように、今までの大資本家のやられたものと、中小炭鉱の過去のあり方とが非常に錯綜したように、別個の意見を申上げたように、お聞きとつたと思ひますけれども、少くとも現在の私は石炭業界の真相は知りませんけれども、あの歴大な被害を現在の大きい炭鉱でも背負われることは不可能だろうという推定ははつきり付きます。それで私もよく承知してあります。そのことは、要するに戦争中の被害は、一応特別鉱害臨時措置法でできましてたけれども、これ又以て九十八億程度の特別鉱害が、一応政府ではつきり認定されながら五十億に抑えられた。そういう面から申しましても、まだ特別鉱害として残つておるものも半分あります。又戦争中のみを対象とされず、戦後も占領軍のほうから、先程申しますように、臨時列車を出して、戦時中に劣らず輸送炭をさせられておるのでございまして、而も石炭が足らずして、相當の炭価で売れる際には、基礎産業だという面から炭価を国が抑えて、それで炭鉱の、要するにこれらの復旧賠償のいわゆる資力は失われて、よろしく石炭が相当出まして、安定するということになりました。今日、自由競争でおつたかされてお

る。これは私は炭鉱業者でないけれども、まさしく政府が、要するに復旧或いは賠償を阻止したことでございしますから、特別に私は中小炭鉱の、まあ非常に悪い事例を申上げたのでございしますけれども、全体の地区における、或いは福岡県におけるこの被害というものは、私が公述申上げましたように、原形復旧のほうになりました。現在の鉱山のあり方、又過去、私が申しますように、戦後においても、國が復旧賠償のできないような政策をとつておる。でありますから、当然私は大資本炭鉱であろうと、中小炭鉱であろうとを問わず、それを認可、許可し、現在までやつておるものに対しては、現実の補償金程度にいわゆる任担して貰うということ主張するものでございまして、とくに中小炭鉱の苦しいいわゆる悲惨な状態と、申し方が二つに分れたようございしますけれども、私の考へ方はまあ一貫しておるわけでございます。さようお聞きとりを願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、島清君委員長席に着く〕

○吉田法晴君 折角西田委員から御質問があつたところなんです。その問題につきまして、確かにさつきのあの栗田さんの御説明には誤解を受けるような表現があつたように思ふのであります。私が、私の尋ねました趣旨から言ひますと、例え戦争前において或いは戦争後において、先程お話のような公共事業或いは家屋を除きまして、一番問題になるのは農地ですが、そういうものについて、どの程度に現状回復が行われておるか、これは数字を以て

御説明を頂くと一番はつきりして参るのじやないかと思ふのですけれども、そういう点の数字はございしませんし、それが、実情をそこで大綱御説明を頂けませんかというのを申上げたわけでありまして、西田委員の質問に關連いたしまして、その辺の概略を御説明頂ければ明らかになるのではないかと、私もその辺をお聞きしたいのです。

○公述人(栗田数雄君) 私は今の数字は推定でございしますが、戦争前では大體において六千町歩ぐらいの被害は受けておりますけれども、水没等の悲惨な状態のところは確かだつたと思ひます。それに対して、先程申しますように、千四百三十四町歩の復旧がなされておりますから、この不毛田、水没田に對しては相當程度の復旧がなされておる。戦争を契機といたしまして、戦後もやはり強行採炭が行われましたが、それらによつて下つたものは、推定福岡県で一万三千町歩になつておるけれども、戦争前の倍以上でございます。けれども、昭和十七年後においては、少くともプール資金で僅かの面積の復旧はできましたけれども、大體において復旧はなされてないということを申し上げて差支えないと思ひます。

○委員長代理(島清君) 各委員にお話をいたしました。今までの公述人の方々との質疑応答を承つておられますので、今日の公述人の方々に、その他の公述人も見えておられますので、成るべく一つそこを按配して御質問をして頂きたいと思ひます。

○西田隆男君 栗田さんの大體の御意見分りました。私がお尋ねしてあり

ますのは、

【委員長代理島清君退席、委員長
蒞席】

鉱業法の本質の問題でございまして、午
前中も私我妻教授とお話をしましたよ
うに、金銭賠償で解決の付く方法があ
れば、それでもよろしいというお考え
方であるのか、金銭賠償だけではいか
ぬのだ、いろ／＼不安があるから、ど
うしても現状復旧を目標とした国家補
償の原則をとって行くのか、この二つ
のうちのいずれかにあなたの御意見が
まともなるを得ないかと思っております
が、今のあなたの御意見を聞いており
ますと、両方併用してやるようなお話
にも受取れますし、二つ併用してやる
ようにも受取れますので、法案の審議
の上から、県から出ております私は、
県民諸公の御意向をしつかり擧げて法
案審査に当たりたいと考えております
が、できましたならば、簡潔にどちら
であるか、或いは両方併用で行つても
よろしいというお考えであるのか、こ
の三つの点をもう一遍伺ひたいと思
います。（同感と呼ぶ者あり）

○公述人（栗田数雄君） 私は現状復旧
の線を出しております。それで公述の
結論に出しておりますように、現実
にその実際の今の石炭業界から言つ
て、これができない相談であるから、
これは是非とも国家補償の特別の制度
を立てて頂きたいということを申し上げ
ておりますから、結論を申し上げます
と、これは国家が責任を以て、又法の
上においては現状回復をやつて頂きた
い、こういうふうに考えております。
○委員長（深川榮左門君） 本日は大
分時間も経過いたしました、この辺
で本日の公聴会を閉会いたしたいと思

います、如何でございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○小松正雄君 閉会に先立ちましてお
願ひ申上げておきます。農林事務次官
の山添さんを次回委員会に出席させて
頂くことをお願い申上げておきます。
○委員長（深川榮左門君） 承知しま
した。さよう取計いたします。
それでは本日の公聴会はこれで散会
いたします。

午後四時五十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 深川榮左門君
理事

古池 信三君
廣瀬與兵衛君
栗山 良夫君
結城 安次君

委員

上原 正吉君
小野 義夫君
松本 昇君
小松 正雄君
島 清君
吉田 法晴君
高瀬莊太郎君
山内 卓郎君
山川 良一君
駒井 藤平君
境野 清雄君
西田 隆男君

公述人

福岡県書政
害組合連
合会副会長
八幡市長
農林事務次官
東京大学第一
工学部教授
栗田 数雄君
守田 道隆君
山添 利作君
青山秀三郎君

東京大学法
学部教授 我妻 榮君

日本石炭
協会会長 高木 作太君

日本鉱業
協会会長 岡部 楠男君

直島村産
振興組合長 花岡 圭治君

石炭石炭
協会会長 芳賀 茂内君

日本石炭
興業会長 上山 元市君

秩父市武
森林組合 加藤吉兵衛君

鉱山調査
大島 憲君

十一月二十五日予備審査のため、本委
員会に左の事件を付託された。

一、鉱業法施行法案

鉱業法施行法案

（鉱業法）

第一條 鉱業法（明治三十八年法律
第四十五号。以下「旧鉱業法」とい
う。）による試掘権は、第三項に
規定するものを除き、鉱業法（昭
和二十五年法律 号。以下「新
法」という。）の施行の日において
新法による試掘権となつたものと
みなす。

2 旧鉱業法による探掘権又は砂鉄
法（明治四十二年法律第十三号。
以下「旧砂鉄法」という。）による
砂鉄権は、次項に規定するものを
除き、新法の施行の日において新
法による探掘権となつたものとみ
なす。

3 旧鉱業法による石油を目的とす
る試掘権又は探掘権は、新法の施
行の日において新法による石油及

び可燃性天然ガスを目的とする試
掘権又は探掘権となつたものとみ
なす。

4 旧重要鉱物増産法（昭和十三年
法律第三十五号）附則第三項の規
定によりなおその効力を有する同
法（以下「旧増産法」という。）第十
七條ノ二の規定による使用権又は
旧石炭鉱業権等臨時措置法（昭和
二十三年法律第五十四号）附則
第三項の規定によりなおその効力
を有する同法（以下「旧措置法」と
いう。）第十七條の規定による使
用権（以下「旧使用権」という。）
は、試掘権に設定されたものであ
つても、新法の施行の日において
新法による租鉱権となつたものと
みなす。

（鉱区の面積等）
第二條 前條第一項から第三項まで
の規定により新法による鉱業権と
なつたものとみなされた旧鉱業法
による鉱業権の鉱区の面積につい
ては、新法第十四條第二項及び第
三項の規定にかかわらず、なお旧
鉱業法第九條第二項の例による。
但し、その鉱区については、減
少、増加及び減少又は分割後の鉱
区の面積が新法第十四條第二項の
面積を下ることとなるような減
少、増加及び減少又は分割をする
ことができない。

2 前條第二項の規定により新法に
よる探掘権となつたものとみなさ
れた旧砂鉄法による砂鉄権の鉱区
の境界（当該砂鉄権の変更後の鉱
区の境界を除く。）又は面積につ
いては、新法第十四條第一項又は
第三項の規定は、適用しない。

（鉱業権の存続期間）

第三條 第一條第一項又は第三項の
規定により新法による試掘権とな
つたものとみなされた旧鉱業法に
よる試掘権の存続期間は、従前の
存続期間の満了の日までとする。

2 第一條第二項又は第三項の規定
により新法による探掘権となつた
ものとみなされた旧砂鉄法による
探掘権又は旧砂鉄法による砂鉄権
は、その存続期間の計算について
は、新法の施行の日に登録された
ものとみなす。

3 第一條第四項の規定により新法
による租鉱権となつたものとみな
された旧使用権の存続期間は、従
前の存続期間の満了の日までとす
る。但し、新法第七十六條第二項
から第四項までの規定の適用を妨
げない。

（追加鉱物の掘採）

第四條 新法の施行の際現に石炭
石、ドロマイト、けい石、長石、
ろろ石、滑石若しくは耐火粘土
（以下「追加鉱物」という。）を掘採
する者又はその承継人は、新法の
施行の日から六箇月間は、従前の
例によりその掘採を継続すること
ができる。新法の施行の日から六
箇月以内に当該掘採者又はその承
継人が当該掘採区域について当該
追加鉱物を目的とする鉱業権の設
定の出願をした場合において、出
願の却下若しくは不許可の通知を
受けるまで、新法第四十三條の規
定によつて許可がその効力を失う
まで、又は鉱業権の設定の登録が
あるまで、当該出願の区域につい
て、また同様とする。

（優先権）

第五條 新法の施行の日の六箇月以前から引き續き追加鉱物を掘採している者又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該掘採区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試験権者がその試験鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に對し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

第六條 新法の施行の日の一年以前から引き続き追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に關する權利を有している者（土地の所有者を除く。）又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該權利を行使できる土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（前條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘區と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に對し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三

項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。但し、当該土地の区域について前條の規定による当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、新法第十六條、第二十九條又は第三十條の規定については、この限りでない。

第七條 新法の施行の日から六箇月

以内に追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願（前二條の規定による出願を除く。）があつたときは、通商産業局長は、その出願地に係る土地の所有者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 土地の所有者が前項の通知の到達の日から三十日以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、その所有する土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（前二條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

(重複する区域の出願等)
第八條 第五條又は第六條の規定により試験権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試験権と重複して当該追加鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をし

たときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

2 前三條の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区の全部を含む区域について当該追加鉱物を目的とする試掘権の設定の出願をしたときは、新法第十四條第二項の規定は、適用しない。

第九條 第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の規定の出願に係る掘探区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは前條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定

の登録を得た鋳業権の鋳区と重複し、且つ、同種の鋳床中に存する鋳物を目的とする試掘鋳区の試掘権者がその重複する部分と重複して試掘権の目的となつてゐる鋳物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。
(重複する鋳区の鋳業権等)

第十條 鋳業権者は、その鋳区が第五條若しくは第六條の規定による鋳業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鋳物を目的とする鋳業権の鋳区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、当該追加鋳物を掘採し、及び取得することができない。

2 前項に規定する場合の外、鉱業権者は、新法の施行の日から六箇月間は、新法第五條の規定にかか

わらず、その鋳業権の目的となつてゐる鋳物と同種の鋳床中に存する追加鋳物を掘採し、及び取得することができない。

第十一條 第五條、第六條又は第八條第一項の規定により追加鋳物を目的とする鋳業権の設定の出願を

し、その設定の登録を得た者は、その鉱区が当該追加鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする他人の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、当該

（協議及び決定）
追加鉱物以外の鉱物を掘採し、及び取得することができない。

第十二條 第五條、第六條又は第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱区と当該追加鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の鉱区が重複する場合において

は、鉱業権者は、その重複する部分において鉱物を掘採しようとするときは、他の鉱業権者と協議しなければならぬ。

2 前項の協議をすることができず、又は協議がととのわぬときは、鉱業権者は、通商産業局長の

決定を申請することができる。

3 新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(補償金)

第十三條 新法の施行の際、追加鉅

物を掘採する者又は追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に関する権利を有する者から契約又は慣

習により代償を受けている土地の所有者は、第五條、第六條又は第八條第一項の規定により敏業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者に対して、当該追加鉱物の掘採についで相当の補償金を請求することができらる。

2 前項の場合においては、土地の所有者は、鉱業権者に対して、補償金について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。

3 前二項の場合においては、鉱業

4 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 新法第四十七條第二項から第六

項までの規定は、前項の決定に準用する。

(砂金)

第十四條 新法の施行の際に砂金
法第六條第一項の規定により砂金
を採取する権利を有する採掘権者
は、新法第七條の規定にかかわら
ず、新法の施行の日から三箇月間
は、その採掘鉱区（旧砂金法第六
條第一項但書の砂鉱区と重複する
部分を除く。以下この條及び次條
において同じ。）内に存する砂金
を掘採し、及び取得することができ
る。次項の規定による届出をした
場合において、同項の確認を受け
るまで、又は確認しない旨の通知

を受けるまで、また同様とする。

2 前項の採掘権者が新法の施行の日から三箇月以内に、省令で定める手続に従い、その採掘権区内に砂金が存する旨を通商産業局長に届け出て、その確認を受けたときは、その採掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、その採掘権区内に存する砂金を採掘し、及び取得することができる。

第十五條 砂金を目的とする鉱業権の鉱業権者は、その鉱区が前條の規定により砂金を採掘し、及び取得することができる採掘権者の採掘権区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、砂金を採掘し、及び取得することができる。

(鉱業の出願)
第十六條 新法の施行前に旧鉱業法第二十一條の規定によつてした鉱業の出願は、新法第二十一條の規定による鉱業権の設定の出願とみなす。この場合においては、採掘出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、予想される鉱害の範囲及び態様について記述する書面を提出しなければならない。

2 前項の鉱業の出願に関しては、出願の区域の面積については、新法第十四條第二項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第二項の例による。

(砂鉄の出願)
第十七條 新法の施行前に旧砂鉄法第八條の規定によつてした砂鉄の出願は、新法第二十一條の規定による採掘権の設定の出願とみなす。

す。この場合においては、砂鉄出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、新法第二十二條の規定による鉱床説明書を提出しなければならない。

2 前項の砂鉄の出願については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

(許可の通知)
第十八條 新法の施行前に旧鉱業法又は旧砂鉄法に基く命令の規定によつてした鉱業又は砂鉄の出願を許可すべきものと決定した旨の通知は、新法第四十三條の鉱業権の設定の出願の許可の通知とみなす。

(鉱種名の更正)
第十九條 新法の施行前に旧鉱業法に基く命令の規定によつてした鉱種名の更正の出願は、新法第六十七條の規定による届出とみなす。

(訂正の出願)
第二十條 新法の施行前に旧鉱業法第二十五條第一項(同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした訂正の出願の命令に基く出願については、なお従前の例による。

第二十一條 新法の施行前に旧鉱業法第二十六條(同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした訂正の出願については、なお従前の例による。

(増減の出願)
第二十二條 新法の施行前に旧鉱業法第二十七條(同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした出願地又は

は鉱区の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による鉱業出願地又は鉱区の増減の出願とみなす。この場合においては、第十六條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

第二十三條 新法の施行前に旧砂鉄法第二十三條において準用する旧砂鉄法第二十七條又は旧砂鉄法第十一條の規定によつてした砂鉄出願地又は砂鉄区の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による採掘出願地又は採掘権区の増減の出願とみなす。この場合においては、第十七條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

(掘進増区の出願等)
第二十四條 新法の施行前に旧鉱業法第三十六條第一項又は第二項の規定によつてした増区の出願又は鉱区の訂正の出願については、なお従前の例による。

(改正の出願の命令等)
第二十五條 新法の施行前に旧鉱業法第三十八條第一項(旧砂鉄法第二十三條において準用する場合を含む。)の規定によつてした鉱区又は砂鉄区の改正の出願の命令及びこれに基く出願については、なお従前の例による。

(錯誤の許可)
第二十六條 新法の施行前に錯誤により鉱業の出願又は砂鉄の出願を許可したときは、通商産業局長は、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

(鉱業権等の取消)
第二十七條 新法第五十三條から第

五十五條まで及び第八十三條第一項の規定は、旧鉱業法、旧砂鉄法、旧増産法又は旧措置法中にこれに相当する規定がある場合に限り、新法の施行前に生じた事由についても、適用する。

(施業案)
第二十八條 新法の施行前に旧鉱業法第四十四條第一項(旧砂鉄法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けた施業案は、新法第六十三條第一項の規定により届出をし、又は同條第二項の規定により認可を受け

たものとみなす。

第二十九條 新法の施行前に旧鉱業法第四十五條第一項(旧砂鉄法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした施業案の変更の命令は、新法第六十三條第二項の規定による施業案の変更の命令とみなす。

(事業の着手)
第三十條 旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉄法による砂鉄権者が新法の施行の際まだ事業に着手していないとき、又は旧増産法第十七條ノ二の規定による使用権者若しくは旧措置法第十七條の規定による使用権者(以下「旧使用権者」という。)が新法の施行の際まだ事業に着手しておらず、若しくはその事業を休止しているときは、新法第六十二條第一項又は第八十六條の規定の適用については、こ

れらの規定の期間は、新法の施行の日から起算するものとする。

2 旧鉱業法による鉱業権者又は旧砂鉄法による砂鉄権者が新法の施行の際その事業を休止している場合においては、新法の施行の日から二箇月以内に、期間を定め、事由を具して通商産業局長に申請し、その認可を受けたときは、新法第六十二條第三項の認可を受けたものとみなす。

(障害物の除却)
第三十一條 新法の施行前に旧鉱業法第五十三條第一項(旧砂鉄法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉄法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた障害物の除却については、なお従前の例による。

(土地の使用)
第三十二條 新法の施行の際現に旧鉱業法第五十六條第一項(旧砂鉄法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉄法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項)の規定により他人の土地を使用している者は、旧鉱業法第六十五條(旧砂鉄法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項)において準用する旧砂鉄法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除き、新法第六十四條の規定により使用しているも

のとみなす。

2 新法の施行前三年以内に旧鉱業法第五十六條第二項(旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧増産法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした許可は、新法の施行の日に新法第六十六條第一項の規定によつてしたものとみなす。

(砂鉱区内の土地の使用)

第三十三條 新法の施行の際現に旧砂鉱法第十二條の規定による補償金を拂い渡し他人の土地を使用している者は、同法第十六條に規定する場合を除き、新法第四條の規定により使用しているものとみなす。

(砂鉱区と鉱区の重複)

第三十四條 新法の施行前に旧砂鉱法第五條第一項の規定による協議がとつてあるときは、新法第六十六條第一項の規定による承諾があり、又は同條第二項の規定による協議がとつてあるものとみなす。

(鉱害)

第三十五條 新法第六章の規定は、新法の施行前の作業によつて新法の施行後に生じた損害にも、適用する。

2 新法の施行前に旧鉱業法第七十四條ノ二、第七十四條ノ三、第七十四條ノ八及び第七十四條ノ九(以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第一項及び旧増産法第三十三條第一項において準用する場合を含む)一項において準用する場合を含む。

む。)の規定によつて生じた旧鉱業法による鉱業権者、旧砂鉱法による砂鉱権者又は旧使用権者の賠償の責任については、なお従前の例による。

3 新法の施行の際既に消滅している旧鉱業法による鉱業権又は旧砂鉱法による砂鉱権の鉱業権者又は砂鉱権者であつた者の賠償の責任については、なお従前の例による。

4 新法第九十九條第三項の規定は、第二項の規定により賠償の責任を有する旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者の旧砂鉱法による砂鉱権者であつて、第一條第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされたものが譲り渡された場合又は第二項の規定により賠償の責任を有する旧使用権者の旧使用権者であつて、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされたものが消滅した場合にも、適用する。

(損害賠償の予定)

第三十六條 新法第十四條の規定は、新法の施行前にした損害賠償の額の予定又は予定された賠償額の支拂にも、適用する。

(供託物)

第三十七條 新法の施行の際現に旧鉱業法第七十四條ノ四第一項(旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧増産法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定により供託されている物は、新法第七十七條第一項の規定により供託されたものとみなす。

(訴願)

第三十八條 新法の施行前に旧鉱業法第八十九條又は第九十一條(以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。)の規定により提起した訴願については、なお従前の例による。

(旧使用権と抵当権との関係)

第三十九條 第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、その登録前に当該鉱業権の属する鉱業財団について登記した抵当権者に対して、その効力を有する。

2 新法第九十八條第一項第三号及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(経過規定の効力)

第四十條 鉱業法中改正法律(昭和九年法律第三十七号)附則第四項及び第五項、鉱業法中改正法律(昭和十四年法律第二十三号)附則第三項並びに鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第二号)附則第六條及び第七條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有する鉱業法中改正法律(昭和九年法律第三十七号)附則第五項又は鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第二号)附則第七條第二項の規定の適用については、旧砂鉱法第十三條及び第十五條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

3 鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第二号)附則第十三條又は

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)附則第十三項の規定により旧鉱業法第四十四條第一項の規定による認可を受けたものとみなされた施設等は、新法第六十三條第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

4 旧増産法附則第三項及び旧増産法附則第三項の規定の適用については、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、消滅するものとみなす。

第四十一條 旧鉱業法附則第二十條の規定による掘出に係る坑井から噴出する含油層と密接な関係のある可燃性天然ガスについては、新法の規定は、適用しない。

(旧鉱業法等の規定による処分等の効力)

第四十二條 第十六條から第十九條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十二條第二項及び第三十四條に規定する場合の外、新法の施行前に旧鉱業法は、旧砂鉱法、旧増産法又は旧増産法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(通商産業省設置法の改正)

第四十三條 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十二号中「鉱業又は砂鉱業の」を「鉱業権の設定等に関する」に改め、「又は砂鉱権者」を削る。

第二十四條第十号中「鉱業又は砂鉱業」を「鉱業権の設定等」に改める。

第二十五條第四項中「若しくは砂鉱業」を削る。

第二十七條を次のように改める。

(附屬機関)

第二十七條 通商産業局に、附屬機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2 地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法(昭和二十五年法律第 号)の定めるところによる。

第三十七條第一号中「鉱業又は砂鉱業」を「鉱業権の設定等」に改める。

第四十一條第一項の表中「鉱業法中改正審議会の部」を削る。

(鉱山保安法の改正)

第四十四條 鉱山保安法の一部を次のように改正する。

目次中「(第一條第三條)」を「(第一條第三條の二)」に、「(第四條第三十一條)」を「(第四條第三十一條の二)」に改める。

第二條第一項を削り、同條第二項を第一項とし、同項を次のように改め、同條第三項及び第四項を一項ずつ繰り上げ、同條第五項中「第三項但書」を「第二項但書」に改め、同項を第四項とする。

この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。

第一章中第三條の次に次の一條を加える。

(処分等の効力)

第三條の二 この法律（この法律に基く省令を含む。以下本條において同じ。）の規定によつてした処分及び鉱業権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者の承継人に対しては、その効力を有する。

2 租鉱権の設定又は租鉱区が増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しては、その効力を有する。

3 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しては、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

第二十二條第一項を次のように改める。

第三十六條第一項中「（以下「保安監督部長」という。）」を削り、同條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第三十一條中「第二條第三項及び第五項」を「第二條第二項及び第四項」に改める。

第二章中第三十一條の次に次の一條を加える。

(緊急土地の使用)

第三十一條の二 鉱業権者は、保

安に関する急迫の危険を防ぐため必要があるときは、鉱山保安監督部長の許可を受けて、直ちに他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用することができ

2 前項の場合には、鉱業権者は、すみやかにその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又はこれを使用しようとする者は、鉱山保安監督部長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用した者は、時価により、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條の見出し中「保安監督部」を「鉱山保安監督部」に改める。

第三十六條第一項中「（以下「保安監督部長」という。）」を削り、同條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第三十八條の見出し及び同條第一項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十五條の見出し中「保安協議会」を「鉱山保安協議会」に改め、同條中「地方鉱山保安協議会」を「地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）」に改める。

第四十六條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

「地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）」を「地方協議会」に改め、同條第三項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十七條中「三十人」を「四十人」に改める。

第四十八條中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第五十七條中第四号を第五号とし、第四号として次の一号を加える。

四 第三十一條の二第三項の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

(石油資源開発法の改正)

第四十五條 石油資源開発法（昭和十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「石油ヲ目的トスル」を「石油（可燃性天然ガスヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ目的トスル」に改める。

(鉱業抵当法の改正)

第四十六條 鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「鉱山監督署長」を「通商産業局長」に改め、同條第五項及び第六項を次のように改める。

競落ヲ許ス決定ガ確定シタルトキハ採掘権ノ取消ハ其ノ効力ヲ生ゼザリシモノト看做ス

前四項ノ規定ハ鉱業法第五十二條乃至第五十四條ノ規定ニ依ル採掘権ノ取消ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第五條中「採掘権者ガ廢業シタル」を「採掘権ノ放棄ニ因ル消滅ノ登録アリタル」に改める。

(貴金屬管理法の改正)

第四十七條 貴金屬管理法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「（砂鉱を含む。）」を削る。

(帝國鉱業開發株式会社法の改正)

第四十八條 帝國鉱業開發株式会社法（昭和十四年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「（砂鉱業ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を削る。

(商法の改正)

第四十九條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「若ハ砂鉱業」を削る。

(国有財産法の改正)

第五十條 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号中「、砂鉱権」を削る。

(相続税法の改正)

第五十一條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次の

ように改正する。

第十條第一項第二号中「又は砂鉱権」及び「又は砂鉱区」を削る。

(登録税法の改正)

第五十二條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「鉱業権」を「鉱業権（砂鉱ヲ目的トスルヲ除ク）」に改め、同條第二号中「増区又ハ増減区」を「増区又ハ増加及減少」に改め、同條第三号ノ二から第三号ノ五までを削り、同條第四号及び第五号を次のように改め、同條第六号ノ二及び第六号ノ四中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鉱権」に改め、同條第六号ノ三中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鉱権」に改め、同條第六号ノ五を削り、同條第七号中「廢業」を「放棄」に改め、同條第十三号ノ二中「使用権」を「租鉱権」に改める。

採掘権ノ設定

採掘権ノ變更

採掘権ノ増加又ハ増加及減少

採掘権ノ減少

採掘権ノ合併

採掘権ノ分割

設定鉱区

每一箇

每一件

每一件

中「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第三号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「採取区域」を「租鉱区」に改め、同條第三号ノ三中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「増区」を「租鉱区ノ増加」に、「採取区域」を「租鉱区」に、「減区」を「租鉱区ノ減少」に改め、同條第三号ノ四及び第九号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に改め、同條第三号ノ五を削り、同條第四号中「砂鉱区ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂鉱法」を「鉱業法第五十條第三項に改め、同條第八号中「砂鉱権、使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第九号中「廢業」を「放棄」に、「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改める。

一 砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ設定

河床ハ每二里迄
其ノ他ハ每十坪迄
金九百円

二 砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ変更

鉱区ノ増加

河床ハ每二里迄
其ノ他ハ每十坪迄
金九百円

鉱区ノ減少

河床ハ每二里迄
其ノ他ハ每十坪迄
金九百円

但シ鉱区ノ増加ト同時ニ為ス鉱区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

鉱区ノ合併

每一件 金八百八十円

鉱区ノ分割

每一件 金八百八十円

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

(富裕税法の改正)

第五十三條 富裕税法(昭和二十五年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「又は砂鉱権」及び「又は砂鉱区」を削る。

(地方税法の改正)

第五十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第六号中「及び砂鉱の採取の」を削る。

第三十條第七項中「鉱業権(土石を採掘し、又は採取する権利を含む。)、砂鉱権」を「鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。)」に改める。

第百七十八條中「又は砂鉱区」を削り、「又は延長を(河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長)」に改め、「又は

砂鉱区」及び「又は砂鉱権者」を削る。

第百八十八條第一項中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号中「砂鉱区」を「砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区」に改め、同号を第二号とする。

一 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区

試掘鉱区 面積千坪ごとに
面積千坪ごとに
年額 三十円
年額 六十円

第百八十三條第三項中「又は砂鉱区」を削る。

第百九十五條中「又は砂鉱権」、「又は旧砂鉱権者」及び「又は新砂鉱権者」を削る。

第四百八十九條第一項中「若しくは砂鉱の採取」を削り、同項第三号中「金鉱石、砂金」を「金鉱、砂金」に改める。

第五百十九條中「又は砂鉱の採取」、「又は砂鉱」及び「又は砂鉱業者」を削る。

第七百四十三條第八号中「及び砂鉱の採取の」を削る。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた鉱区税の連帶納付義務については、地方税法第百九十五條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国立公園法の改正)

第五十五條 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項第三号中「、砂鉱の採取」を削る。

(労働基準法の改正)

第五十六條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「砂鉱業、」を削る。

第五十五條の二中「第二條第三項及び第五項」を「第二條第二項及び第四項」に改める。

(労働者災害補償保険法の改正)

第五十七條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「砂鉱業、」を削る。

(火災類取締法の改正)

第五十八條 火災類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第四号中(明治三十八年法律第四十五号)を(昭和二十五年法律第 号)に改める。

(外国人の財産取得に関する政令の改正)

第五十九條 外国人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「、砂鉱権若しくはこれら」を「若しくはこれ」に改める。

(罰則の適用)

第六十條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、新法附則第二項並びに第四十四條、第四十七條、第五十五條、第

五十八條及び前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附則
この法律は、新法の施行の日から施行する。